

2024-6-27 地域共生社会の在り方検討会議（第1回）

○石原課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから、第1回「地域共生社会の在り方検討会議」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

座長が選出されますまで事務局にて進行を務めさせていただきます。

本日は初回でございますので、本検討会議の構成員の皆様を御紹介いたします。

このたびは構成員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。五十音順で御紹介をさせていただきます。

市川市よりそい支援事業がじゅまる＋、市川市生活サポートセンターそら総合センター長、朝比奈ミカ様。

特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝地域ささえあい推進室コーディネーター、尼野千絵様。

特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会副理事長、石田路子様、本日オンラインでいらっしゃいます。

茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター課長補佐、伊藤徳馬様。

認定非営利活動法人抱樸理事長、奥田知志様。

社会福祉法人豊中市社会福祉協議会事務局長、勝部麗子様、本日オンラインでいらっしゃいます。

社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障害者相談支援センター センター長、加藤恵様、本日オンラインでいらっしゃいます。

上智大学総合人間科学部社会福祉学科 准教授、鏑木奈津子様、オンラインでいらっしゃいます。

新潟大学法学部法学科 教授、上山泰様。

早稲田大学理事・法学学術院 教授、菊池馨実様。

社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長、栗田将行様、オンラインでいらっしゃいます。

生駒市特命監、田中明美様。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート常任理事、中野篤子様。

同志社大学社会学部社会福祉学科 教授、永田祐様。

日本福祉大学学長、原田正樹様、オンラインでいらっしゃいます。

特定非営利活動法人子育てひろば全国連絡協議会理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表、松田妙子様。

中央大学法学部 教授、宮本太郎様。

以上でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

まず、朝川社会・援護局長。

駒木大臣官房地域保健福祉施策特別分析官。

乗越社会・援護局総務課長。

金原社会・援護局地域福祉課長。

田中社会・援護局福祉基盤課長。

米田社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長兼地域共生社会推進室長。

火宮社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長。

以上でございます。

また、この検討会は関係庁及び関係部局の協力を得て庶務を行うこととしておりまして、本日、老健局、社会・援護局障害保健福祉部、また、こども家庭庁からも出席いただいております。

なお、駒木分析官及び金原地域福祉課長につきましては、公務のため、途中退席とさせていただきますので御了承いただければと思います。

それでは、開会に当たりまして、社会・援護局長の朝川より御挨拶を申し上げます。

○朝川局長 おはようございます。社会・援護局長の朝川です。地域共生社会の在り方検討会議の開催に当たりまして御挨拶申し上げます。

構成員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、検討会議に御参画いただきまして心から御礼申し上げます。

地域共生社会につきましては、これまで二度の社会福祉法の改正を経て、制度・分野の枠を超えた協働の下、一人一人が望む社会参加の在り方を包摂的に受け止めるコミュニティの創設を目指してまいりました。

前回の令和2年の改正におきましては、地域共生社会実現のための政策手段として重層的支援体制整備事業を創設するとともに、社会福祉連携推進法人制度を創設するなど、地域共生社会の実現に向けた取組を進めたところでございます。

また、単身高齢者世帯の増加を踏まえまして、住宅確保が困難な方への安定的な居住確保の支援などを目的として、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が本年の4月に成立しましたほか、国土交通省におきまして住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆる住宅確保のセーフティーネット法ですが、こちらが5月に成立して、今後、居住支援体制のより一層の強化を図っていくこととしております。

このほか、地域共生社会実現の文脈で取り組むべき社会課題も多様です。災害と社会福祉との関係もそうですし、孤独・孤立の問題、安心した居場所を持ってない若者の支援なども重要です。さらに今後も単身世帯の増加が見込まれることや、法務省において成年後見制度の見直しの検討が開始されておりまして、尊厳ある本人らしい生活の継続のための権利擁護支援を進めていくということも重要です。

本検討会議はこのような状況も視野に入れつつ、地域共生社会実現に関わる多岐にわたる論点について、今後の方向性の検討をお願いするものでございます。構成員の皆様におかれましては、忌憚のない活発な御意見をいただけることを期待いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○石原課長補佐 続いて、事務局より本検討会議の取扱いについて御説明をいたします。

本検討会議の議事については公開となっておりますが、会場での傍聴は報道機関の方のみとさせていただき、その他の傍聴の方につきましてはYouTubeでライブ配信をしております。本検討会議では、これ以降の録音・録画を禁止させていただきますので、傍聴されている方々はくれぐれも御注意ください。

会場の報道関係者の方におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

(カメラ退室)

○石原課長補佐 それでは、本検討会議の座長の選任に移らせていただきます。

座長につきましては、事前に構成員の皆様において調整いたしまして、中央大学の宮本太郎教授をお願いすることとなっております。

宮本座長より一言御挨拶をいただければと思います。

○宮本座長 座長を拝命いたしました宮本と申します。馬齢を重ねているというと馬にも失礼なのですが、年齢は重ねておりまして、その分、こうした会議の司会進行の経験も重ねてきました。そんな経緯で会議をスムーズに進行させるべき役割を果たせということになったのだと思っております。

まずは皆さんこれだけの顔ぶれですので、皆さんの議論を十分に引き出せるよう、他方においては時間に制約もありまして、皆さんの議論の熱がこもってきた頃にベルをチンと鳴らしてむっとされるという役回りも果たさなければならぬということで、どうかあまりその点は恨まないでいただければと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○石原課長補佐 次に、座長代理の選任に移らせていただきます。

座長代理につきましては開催要綱上、構成員の中から座長が指名することとされておりますけれども、事前に宮本座長にお諮りいたしまして、菊池馨実構成員をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては、宮本座長をお願いを申し上げます。

○宮本座長 それでは、早速議事に入っていきます。

今日の議事でございますけれども、まず、地域共生社会の在り方検討会議における「議論の視点」等について、それから、地域共生社会の実現に向けた取組と課題について、大きくこの2つの柱になるかと思っております。

進め方ですけれども、まず、事務局の方から資料に沿って一括して御説明していただいた後に、私のほうから今回の検討会議を開催するに当たって、どのような議論をしていくべきか、これは私自身の私見ということになりますけれども、少し時間を取ってお話をさせていただきます。いきなり議長の引き回しのようなのですけれども、

決してそういうことではなくて、司会進行業に心置きなく専念するように、最初に言いたいことがあれば少し話していいというような御配慮があったのかなと思っております。そんな観点から少し時間を取ってお話をさせていただきたいと思っております。

その後、構成員の皆様から御発言をいただく時間もしっかり設けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○米田室長 おはようございます。厚生労働省地域共生社会推進室長の米田と申します。

それでは、事務局から説明をさせていただきます。

まず、資料1の開催要綱を御覧ください。こちらの検討会議の開催要綱ということで、趣旨・検討事項は、この記載のとおりでございます。また、次のページに名簿がございますけれども、先ほど構成員の皆様から御紹介をいただいたとおりでございます。

続きまして、資料2を御覧ください。本検討会議での議論の視点（案）でございます。

1ページでございますが、この検討会議で次のような課題について議論し、各課題について論点及び対応案の整理を行うこととしてはいかがかということで、1～4までお示しをしております。

まず、1つ目の課題は地域共生社会の実現に向けた取組についてです。具体的には包括的な支援体制の整備の現状と今後の在り方について、例えば包括的な支援体制の整備と重層事業の関係性や包括的な支援体制整備における都道府県の役割などについて、また、重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方についてということで、例えばこれまでの取組状況等の実態把握・効果検証や、持続可能な制度設計等について、さらには分野横断的な支援体制づくり・地域づくりの促進等について、例えば類似施策や関係施策との連携や災害時の被災者支援との連携、こういったものについて御議論いただければと考えております。

続いて、2つ目の課題でございますが、地域共生社会における身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応についてでございます。まず、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への支援の在り方について、例えば生活上の課題について、既存の各施策も踏まえた必要な支援の在り方について、また、身寄りのない高齢者等を地域で支える体制の在り方についてということで、例えば地域におけるネットワーク構築の推進の方策等、他制度における地域ネットワーク体制との連携・協働の在り方について議論してはどうかと考えております。

2ページ目、3つ目の課題としまして、成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実についてでございます。民法改正に向けて法制審議会が行われておりますが、そこにおける議論なども見据えた総合的な権利擁護支援策の充実の方向性等についてということで、例えば生活支援や意思決定支援の在り方、また、中核機関に求められる役割及びその位置づけ、こういった論点について御議論をいただければと考えております。

最後に、その他の論点についてといたしまして、社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化についても本検討会議で論点を整理していただければと考えております。

3 ページ、今後のスケジュールにつきましては、本日の第 1 回検討会議の後、年末頃まで月 1 回程度のペースで有識者や自治体等からのヒアリングを行いたいと考えております。その上で、令和 6 年度末に中間的な論点整理を行い、令和 7 年 4 月から夏頃までにかけて取りまとめに向けた議論を経て、検討会議としての取りまとめを行うことを想定しております。そして、令和 7 年夏以降は関係審議会ですらなる議論を行う予定でおります。

続きまして、資料 3 を御覧ください。地域共生社会の実現に向けた取組と課題についてということで説明をいたします。本資料は、資料 2 で挙げた課題や論点に沿って、これまでの取組や現状の整理をお示しするものであります。時間の都合上、ごく簡潔な説明となりますことを御容赦ください。

まず、3 ページ、地域共生社会についてということでございまして、制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係、また、世代や分野を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源がつながることで住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会という説明をこれまで政府としてしてまいりました。

4 ページ、地域共生社会の実現に向けては、直近ではこれまで二度の社会福祉改正を行ってまいりました。平成 29 年改正では社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定いたしました。下の令和 2 年改正では重層的支援体制整備事業を創設いたしました。

また、令和 2 年改正法の附則において、法律の施行後 5 年をめどとした検討規定が盛り込まれており、この附則の規定も踏まえ、本検討会議を開催し、今後検討を行っていくということとしております。

5～7 ページにかけては、これまでの改正の概要と令和 2 年改正の際の国会の附帯決議を掲載しております。

8 ページ、社会福祉法の関係規定や考え方について関係性を図示しております。まず、一番上の地域共生社会の実現は、その理念や大きな目標ということでございまして、市町村は地域福祉推進のため、包括的な支援体制の整備を行うよう努めるものとされ、その手段の一つとして、一番下の重層的支援体制整備事業があると位置づけております。

11 ページは重層的支援体制整備事業の概要でございます。地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では狭間のニーズに対応できないといった課題を受けまして、市町村において属性を問わない包括的な支援体制を構築できるようにするため、令和 3 年度から実施をしております。具体的には、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもので、令和 6 年度は 346 の市町村での実施が見込まれております。

13 ページ、昨年 12 月に政府の全世代型社会保障構築本部で決定されました改革工程にお

いて、2024年度に実施する取組として重層的支援体制整備事業のさらなる促進が挙げられております。

14ページは現行の支援に関する様々な法定の会議体の一覧を示しており、15ページは重層的支援体制整備事業に関する支援会議と重層的支援会議の概要でございます。

17ページ、地域共生や地域行政に関連する主な施策として、これまで御説明したもののほかに、例えばここに挙げているものもあると考えております。このうち本検討会議で議論したいトピックを取り上げて説明いたしますが、その他の項目については別途お配りしております参考資料の中でそれぞれ紹介しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

19ページ、災害時の被災者支援との連携に向けた取組として、災害が起こった場合の被災者への見守りや相談支援として行っている取組を記載しております。避難生活を送る場所や時点に応じて、災害派遣福祉チーム、いわゆるDWATによる避難所で生活する方への支援、また、被災高齢者等把握事業による在宅の高齢者や障害者への支援、また、被災者見守り・相談支援等事業による応急仮設住宅に入居する方等への支援を行っております。事業の詳細や具体的な取組については、それぞれ20～23ページまでを御覧ください。

25ページ、本年4月に生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が成立いたしました。主な改正内容の一つとして、居住支援の強化のための措置があり、令和7年4月から施行される予定でおります。

具体的には27ページを御覧ください。改正の趣旨・効果のところにあるように、この改正により法律上の定義に居住の支援と明記され、生活困窮者の自立相談支援事業で、住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを通じ、居住支援の強化を図ることとしています。

また、次の28ページにありますように、住まいの総合相談窓口で幅広く相談を受け、必要な支援につなげていくという体制をイメージしております。特に自立相談支援事業で住まいの相談を受ける場合は、下にあるように、ここで総合的なアセスメントを行っていただくということを想定しております。

また、30ページ、重層的支援体制整備事業を活用した居住支援の強化について、改正への対応イメージをお示ししております。

31ページは5月に成立しましたいわゆる住宅セーフティネット法の改正の概要でございます。ここでは居住サポート住宅の認定制度の創設などが盛り込まれております。現在、厚生労働省と国土交通省で共同して今後の法律の施行に向けて取り組んでいるところでございます。

○火宮室長 次に、地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応に関する資料について御説明いたします。

33、34ページ、世帯構成の推移と見通しは、単身世帯・高齢者単身世帯ともに今後も増加が予想されており、この見通しは前回推計よりも増えております。

35ページ、身寄りのない高齢者等が増える中、身元保証、死後事務などのサービスを提供する、いわゆる高齢者等終身サポート事業という新しい事業が生まれ、増えております。

36ページ、総務省の調査に基づきます高齢者等終身サポート事業を行う事業者の概況です。一般社団法人、NPO法人が多い、小規模事業、開始から年数が経っていないという特徴が見られます。

37ページ、同じ総務省調査の結果概要です。消費者保護の必要性が高いサービスであるため、公正な契約手順の確保など、資料にあるような留意すべき事項、求められる対応の方向性について課題提起がなされております。

38ページ、身寄り問題に関します最近の政府の動向です。認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議の取りまとめにおかれまして、身元保証事業者についてガイドライン策定の必要性、終活、住まい支援等のコーディネート体制の必要性も盛り込まれております。

39ページ、全世代型社会保障構築を目指す改革工程では、2028年度までに実施を検討する取組として身寄りのない高齢者等への支援を掲げ、既存の各施策も踏まえた上で必要な支援の在り方について検討を行うとされております。

40ページ、先ほどの「幸齢社会」実現会議の取りまとめを受けて策定されました高齢者等終身サポート事業者のガイドラインです。適正な事業運営の確保、健全な発展を推進し、安心して利用できることに資することを目的とし、契約の締結・履行の留意事項等をまとめたものになります。今後の政府の取組としては、ガイドラインの普及状況等を踏まえつつ、認定制度等について検討するとされております。

41ページ、今年度から実施しますモデル事業の概要です。市町村を実施主体とし、身寄りのない高齢者等の相談について、地域の社会資源を組み合わせた支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した相談調整窓口を整備する取組と、十分に資力がないこと等の理由から民間サービスを利用できない方に対して、意思決定支援を確保しながら総合的な支援パッケージ、具体的には日常生活支援に加えて、円滑な入院・入所の手続支援や、死後の事務支援を併せて提供する取組を試行的に実施し、課題の整理等を行うこととしております。現在、モデル事業実施自治体を調整中です。

42ページ、身寄りのない高齢者等への支援に関しまして参考となります先行研究です。令和2年度社会福祉推進事業のもので、身寄りがないこと自体を第2のスタンダードと捉えるべき、身寄り問題の解決に向けて地域で総合的に取り組むこと、その手段の一つとして地域のガイドラインづくりや組織のマニュアルづくりが紹介されております。

43ページも身寄りのない高齢者等支援の先行研究になります。昨年度の老健事業で行ったものでして、目指す高齢期の姿に向かって制度や事業を活用するための狭義の支援と、生活水準の維持向上のための広義の支援の在り方のほか、狭義の支援の基本的な体制として、本人の意向、各種契約等の本人情報の明確化と伝達を行う仕組み、履行確認等のための三者関係などが提言されております。

44ページ、身寄り問題の一つであります引き取り手のない御遺体・御遺骨については、

今年度の社会福祉推進事業で実態把握等のための調査研究を行うこととしております。

次に、成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実に関する資料について御説明いたします。

46ページ、まず、成年後見制度とは、判断能力が不十分な方の法律行為を家庭裁判所により選任された後見人等が支援する制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

47ページ、法定後見制度は判断能力の程度により、後見、保佐、補助の3類型があります。

48ページ、法定後見制度の利用の流れのイメージ図です。家庭裁判所への申し立てが必要であり、後見等開始の審判や後見人の選任は家庭裁判所が行います。

49ページ、成年後見制度の利用者数は令和5年末で約25万人と増加傾向ですが、認知症高齢者数が推計で数百万人であることと比較しますと、潜在的なニーズが想定されるころです。

50ページ、成年後見人等と本人との関係です。現在は親族以外の第三者、特に専門職の専任が増えており、多様な担い手の確保が重要となっております。

51ページは担い手としての市民後見人についてです。地域住民が地域住民を支えるという観点からも重要な存在であり、今後も育成が必要だと考えております。

52ページ、担い手としての法人後見についてです。比較的長期間の後見事務を行えるというメリットがありますがけれども、取り組む団体が少ないため、法人後見団体の育成も必要と考えております。

53ページ、第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要です。地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進を基本的な考え方の一つに掲げております。成年後見制度等の見直しに向けた検討と、総合的な権利擁護支援策の充実についても盛り込まれております。

54ページ、第二期基本計画における成年後見制度の見直しに向けた検討と併せ、それ以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要があるとされており、その一つとして、多様な主体による生活支援等のサービスが本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を広げるための方策の検討が求められております。

55ページ、成年後見制度の見直しに向けた検討の経緯に関します法務省の資料です。国内外の動向も踏まえ、本年2月、成年後見制度の見直しについて法制審議会に諮問がされ、4月から調査審議が開始されております。

56ページ、その法制審における主な検討テーマになります。法定後見制度については期間制の導入や具体的な利用の必要性を考慮して、開始・終了する仕組み等が検討される見込みです。法定後見制度により本人の権利擁護を図ってきたようなケースであっても、今後は地域でそれに代わる福祉的な支援があれば法定後見制度を利用せず、福祉的な支援で本人を支えるケースが出てくるのが想定されます。本検討会議では地域福祉分野において、どのような権利擁護支援策を講じることができるのかについて御議論いただきたいと考えております。

57ページ、赤枠で囲った真ん中の取組が、先ほど御説明しました第二期基本計画において、意思決定支援を確保しながら生活支援等のサービスの取組を広げるための方策を検討されたことを想定しまして、令和4年度から実施しているモデル事業になります。令和5年度は9自治体が取組を実施しております。

58ページ、こちらは第二期基本計画において、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関についても、その位置づけ等について検討することとされております。また、成年後見制度の見直しに伴い、福祉と司法の連携強化を図る観点から、家庭裁判所と中核機関の適時適切な連携体制の構築も期待され、このような観点からも御議論いただきたいと考えております。

59ページ、中核機関がコーディネートする地域連携ネットワークとは、地域住民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域、福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みのこととなります。

60ページは中核機関の整備状況で、令和5年4月時点で約6割の1,070市町村に整備済みとなっています。

また、61ページは中核機関・自治体ベースでの地域連携ネットワークの支援機能と地域の体制づくりに関する取組の実施状況で、受任者調整や担い手育成等の取組については実施状況に差が見られるところです。

○田中課長 それでは、その他としまして、担い手としての社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の役割ですとか、経営の協働化・大規模化等について説明させていただきます。

64ページ、平成28年の改正法におきまして、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人本来の役割を明確化するため、地域における公益的な取組の実施に関する責務が規定されております。これに基づき、各法人における創意工夫を凝らした多様な取組を推進してきております。

65ページ、その実践に当たりまして、地域の福祉ニーズの積極的な把握や地域の多様な社会資源との連携を行うとともに、法人自ら実施状況を検証しながら、職員・地域の理解を深めながら発展させていくことが重要という認識の下、これらの取組事例が挙げられております。

66ページは社会福祉連携推進法人についてです。社会福祉連携推進法人は地域の多様なニーズに応えることと、社会福祉法人の経営基盤の強化に資すること、これらを目的に法人間連携の新たな選択肢として創設され、令和4年4月に施行されています。社会福祉法人を中心に複数の事業者が参画してニーズの変化に応じた事業ですとか、人材の確保、物資の調達効率化等、経営規模の拡大のメリットを生かした取組を実施していただくことが狙いで、これは参考資料のほうに一覧をつけておりますが、21の連携推進法人が設立をされております。

67ページは設立による効果のイメージを改めて記載したものでございます。

68ページは既に設立されております社会福祉連携推進法人における具体的な取組の事例

をまとめたものでございます。重なりますけれども、研修などの人材確保の業務、それから、ICT化推進などの経営支援、物資等の供給の効率化、それから、介護職員等の被災地の災害支援を連携して行うといったこと、それから、一番下のところで法人後見を受任するといったようなことでの地域福祉支援といったような取組が進められております。

説明は以上になります。

○宮本座長 ありがとうございます。

それでは、今の事務局からの御説明を踏まえつつ、議論を始めるに当たって、私のほうからどんな形で議論をしていきたいと思っているか。その辺り、少し時間を取ってお話をさせていただければと思います。

言うまでもないことですがけれども、この会議には、障害、高齢、困窮、こども、権利擁護、その分野を切り開いてこられた一線の方々がそろっておられて、また、社会保障、あるいは成年後見等の権利擁護の法や制度の研究者、しかも、その分野を牽引している研究者の皆さんが集まっておられます。この顔ぶれでこれから1年以上の時間をかけて、長い時間議論をしていくわけであります。この時間がどれくらい充実するかで、地域共生社会という理念が日本の地域の持続可能性をどれだけ高めることができるかということも決まっていく、そう言って過言ではないと思っております。

そのために、何か私のほうから特定の見方を押し付けるということでは決してなくて、先ほど申し上げたように、この議論が充実するべく、ある種の議論の整理棚のようなものをお示しできればと思います。

今、事務局からのお話もありましたけれども、恐らく本当にたくさんの数の制度・政策の束を前に、そして、いろいろ似通ったような気もする会議名が次々に出てくる中で躊躇されている皆さんも多くおられるのではないかと思います。無理からぬことだと思いますし、私自身、そういう受け止め方もあります。そうした中で、我々は何を議論していくべきなのか、大きく3つの視点があるのかなと思っております。

第1に、そもそも地域共生社会というのは、いかなるもので何のためにこういう理念を掲げなければいけないのかということです。特に今、地域で起きている大きな変化、そして、そこから立ち現れている様々な課題を考えながら時間軸でその課題を果たしていくためのビジョンとしての地域共生社会、この考え方の輪郭というのをきちんと確認したいと思っております。

これに続いて、第2、第3の視点というのは、まさに地域共生社会をどのように実現していくのかということに関わる視点です。その点では、第2、第3の視点は共通なのですが、視点の取り方が違うということになるのかなと思っております。

第2の視点というのは少し高いところから全体を見回して、包括的な支援というのをどのように実現するか、そのために様々な制度と部局をいかにつなげていくのか、広い視点から、言ってみれば戦略的に発想していく視点ということになるのかなと思っております。恐らく様々な好事例、ベストプラクティス、先駆的な取組がこの会議でもたくさん紹介される

ことになると思います。その意味ではわくわくする議論がたくさん出てくると思うのですが、それでも、それで、ただ進軍ラッパを鳴らせばいいのかということにもならないと思います。

ここから第3の視点です。大きく高いところからというよりは、全く逆に微視的に地域の現状・現実に目を凝らしていく視点、そこで起きていることに心を寄せていく視点というのが併せて重要になってくるだろうと思います。

先ほど申し上げたようにベストプラクティスを紹介して、こんなこともできるのだというハッパをかけるだけでは十分ではなかろうと思います。この理念そのものが、そして、重層的支援体制整備事業、包括的な支援体制、いずれも非常に挑戦的な試みであるわけです。そして、これまでの地域は、なかならず福祉行政とはすぐにつながらない部分がありまして、地域としては当然こんなこともできると言われても、いや、そこはできるかもしれないけれども、うちのところはなかなか萎縮してしまいかねないところもあるかと思えます。

全庁的な体制が整わないまま支援の現場に負荷がかかることになってはいけないだろうし、あるいは逆に、非常に先駆的な取組を進めているのだけれども、ここで議論する重層的支援体制・包括的な支援体制と少しアプローチが違って結果的に足を取られてしまうことになってはいけないのではないか。そこで、この第3の視点が重要になってくるのかなと思います。

重層的支援体制整備事業や包括的な支援体制の議論が中心になりますけれども、これがそもそも何のための事業なのかということをも第1の視点でしっかり確認する必要があるだろうということです。そして、第3の視点で、こうした事業が自己目的化して地域に捻じ込まれることになっては決していけない。第1の視点を確認することで地域をどうしたいのかということを見ておくならば、制度がいわば物神化して押し付けられるという問題を回避できることになるだろうと思います。

まず、第1の視点、地域でどんな変化が起きているのだろうかということです。いろいろな見方があると思うのですが、これまでの地域は、大きく言えば、ほとんどの人が何らかの仕事でどうにか生活を維持できて、家族や地域のつながりの中であって、そして、人生の最後まで何らかの形で自己判断を維持できることが大前提になっていたと思います。昭和のモデルというならば、男性稼ぎ主が安定的な就労で家族を扶養できる、そして、地域のつながりも期待できるという形です。そして、住宅に関しても大きな会社で働いていれば社宅から賃貸、一戸建てという住宅すごろくを歩むことができた。そして、そもそも人生の長さという点で言うならば、1970年においても男性の平均寿命は70歳に届いていなかったわけでありまして。これがいい時代だったという見方もできるかもしれません。

しかし、その一方で、仕事や働き方もっといろいろなチャンスが欲しいという声は強かったですし、地域のつながりがうっとうしいという見方もありましたし、何より男女の格差といいますかジェンダーバイアスというののがかなり深刻であったし、また、長生きが

できればなどみんな思っていた。そういう意味では、それからときを経て、その夢が実現してきた。働き方・暮らし方の自由度はある意味で増えましたし、長生きの夢が実現したわけなのです。にもかかわらず、これが必ずしも積極的な形で地域に現れていない、ネガティブな面が目立っているということです。

非正規やフリーランスが増大して、困窮や孤立が増大している。あるいは事務局からも説明がありましたとおり、空き家と住宅確保要配慮者が同時に増大をしている。長命化で権利擁護支援や成年後見のニーズが高まっている。2040年には認知症の方の金融資産が350兆円に近づくという試算もあるわけであります。

そうした中で、仕事と所得、家族、住まい、生計等をめぐる自己判断、これを所与としてきた時代から、ともに作り出す時代に入ってきている。そして、ともに作り出すことに成功するならば、地域社会は新たな活力を得ていくと思います。

そのためにも、このビジョンがどのようにこうした事態に対処しようとしているのかということを見ていく必要があるかと思えます。所得、つながり、自己判断力が弱まってきた。これを何か上から目線で補充しようということでは決してないと思うのです。生活基盤、つながり、自分らしさを取り戻したいとみんなが思っている。当たり前のように自分の人生を充実させたいと考えているわけであって、そうした人々の当たり前の気持ちや営みを尊び、寄り添いながら地域をともにつくっていくことに尽きるだろうということです。

そのためのアプローチが包括的相談支援、参加支援、地域づくり支援、つまり、つながり、つなぎ、場をつくっていくような取組であるわけですが、しかし、我々は自分の胸に手を当てて考えてみると、何で自分は元気が出ないのだろうかといったときに、その要因というのは非常に複合的である。誰に相談すればいいのだろうか、どこで元気になりたいか、そんなことを考えていくと、元気になりたい場所も、自分の元気が出ない理由は加齢であって、高齢者が集まる癒やしのサロンに行けばいいのだと、そういう元気のなり方ももちろんありますけれども、多くの人はずっとにぎやかで自分の役割が確認できるような場が欲しいと考えます。

そのように考えたときに、相談支援も参加支援も場づくりも一部局を超えた包括的な取組で横断的・多機関協働で行われ、かつ官民連携で進められなくてはいけないということが見えてくるだろうと思えます。

ここで第2の視点が生まれてくるだろうということなのです。元気になってもらうためにも複合的困難に包括的に対処してもらうことが大事だし、元気になる場というのも空き家とか空き店舗、あるいは地域再生の営み、あるいはまちづくり、そのように街がにぎわいを取り戻す中で一人一人も元気になる機会が増えていく。その点では、まちづくりと福祉の境界線がよい意味で見えなくなってくる時代の取組が重層的支援体制整備事業であり、包括的な支援体制だと思います。

まず、重層というのは今事務局から御説明あったように、当面、介護、障害、困窮、こ

ども、この分野で、いわば厚労行政の中で、さらには権利擁護等を加えながら進めていくことになるのですけれども、しかしここで完結しない。他省庁・他部局・他分野の力を借りるというか、そこと連携して初めてまちづくりのにぎわいの中でみんなが元気になっていくということが可能になるわけでありまして、社会福祉法の第6条にも、労働、教育、住まい、地域再生という形で他省庁・他部局に関わる分野が挙げてあります。

そんな形で、そこに書いてあるのはミヤクミヤクくんではなくて、まだ名前はないのですけれども、私が勝手に心の中でイメージしている包括的な支援体制のゆるキャラです。たくさんの顔があって、たくさんの手足があるわけです。どの顔が前面に出るか、8050、孤独・孤立、権利擁護支援、被災者支援等、それによってどの手が動かされていくのかというのが決まっていくわけであって、その手の中には他省庁・他部局の動きも含まれていくということ、あるいは他省庁・他部局、そこに関連する団体・個人あるいは政策ネットワークとの連携が進んでいくということだと思います。

そういう意味では、他省庁・他部局にお願いするというよりは、実は住宅とか成年後見に関わる部局、国交省とか法務省とかもまた福祉との連携を待ち望んでいる、福祉との連携があって初めてあちら側の課題も推進し始める、達成され始めるということがはっきりしているわけであって、そういう意味ではウィン・ウィン関係というのを戦略的にクールヘッドで考えていく必要があるだろうということです。

ここにお示ししたのは、地域共生社会のビジョンと並んで、実は他省庁・他部局にも様々なビジョンが提示されているのだけれども、大体同じ方向を向いているのではないかなどいうことは直感的に分かるのですけれども、必ずしも整理されきれていない。ウィン・ウィン関係を示すためにも、例えば定住自立圏と地域共生社会、あるいは国交省のいうコンパクト・アンド・ネットワークと地域共生社会、どこで重なっていくのかということを引きつり示していくべきだろうと思います。

ここから第3の視点が重要になってきます。先ほど申し上げたとおりです。第2の視点でいけいけどんどんという流れが出てくることは望ましいわけですがけれども、先ほどゆるキャラをエイリアンにした理由でもありますけれども、これまでの福祉行政にとってはちょっと異星人的な部分があるわけであって、スムーズに地域にソフトランディングをしていくことを期待するほうがおかしいということだと思います。そういう意味では、地域の現状だとか支援現場にしっかり目を凝らし、心を寄せて、ウォームハートで議論を進めていくことが大事だろうと思います。

包括的支援の推進を掲げる、ところが地域では自治体でなかなか全庁を挙げてもそういう条件ができていない中で、支援の現場に包括化責任が投げられてしまうことになってはいけないだろう。直営の支援の現場では会計年度任用職員の皆さん、あるいは委託先の事業者の中で非正規の職員の皆さんが非常に厳しい条件の下で活躍しておられる。そこに今度は住まいのことも、権利擁護のこともと入ってくるわけです。明日は机の向こう側、つまり相談する側にいるかもしれないという不安の中で奮闘している皆さん、ここをしっか

り支えていかなければいけないだろうし、あるいは社会福祉連携法人も非常に重要なのですけれども、連携の責任はそこだと持っていくだけでは不十分だろうと思います。

2番目に、逆に地域で先駆的な取組をしているところでは、名張市のまちの保健室とかがありますけれども、まちの保健室は相談の現場であり参加支援の場でもある。そこでいろいろな場を紹介しているし、さらに人によってはそこが居場所になっているのです。こうした中で、交付金を出します、あなたのところはどういう機能を果たしているのですかと言われても、まさにそこは重層的支援をやっているわけですので困ってしまうということになっていくわけです。そういう意味では、こうした事業というのが先駆的な取組をしているところの足を引っ張ってしまうというのは理に合わない話であって、第1の視点、つまり地域共生社会の理念を確認するならば、それはあってはいけないことだと思います。

さらに言うならば、恐らくこれから真面目な自治体ほど相談支援はここでこのように設けられ、参加支援の多機関協働はこの会議が行い、そして、地域づくりはここがやりますというポンチ絵、支援フローを一生懸命つくっていくことになると思います。それによって初めて評価されるみたいなどころもあるわけですが、これはどうなのだろうか。

先ほど申し上げたように、この取組というのは誰もが元気になりたい、そして、普通に元気になるために営んでいる試みを支え合いでサポートすることなのです。だから、相談支援で次は必ずケース会議に行かなくてはいけないなどというのは決して押し付けてはいけないわけであって、相談支援でいろいろなヒントを得て、あそこに行ってみみたいなど地域の人が自分で考える、それはそれで大いに結構なことであるわけです。何か自治体が決めた支援フローを押し付けるならば、それは結局のところ、ある種、困難事例の投げ込み箱みたいな形になってしまうのです。そういう意味では、ここでの議論が地域の現状とギャップを広げ、これだけの皆さんの議論がソフトランディングできないようになってはいけないと強く感じております。

ということで22分、何があっても20分で終わらないと、これからチンを鳴らす資格を得られないと思っていますので、何とか20分で終えた次第であります。

要するに、地域の変化を見通すクレバービューと、戦略的なクールヘッドと、地域に心を寄せるウォームハートで進めていきたい。ただ、今お話しした3つの視点に全て論点が還元されるわけではありません。所得保障等の関係なども大事だと思いますが、いずれにせよ、そうした点を含めて皆さんの見解を引き出しつつ、豊かな議論ができるように努めたいと思いますので、よろしくお願いをしたいということでもあります。

今日は大変忙しくて、次にこれから司会進行業に戻って、皆さんからの御意見・御発言をいただくという段取りであります。今回は初回ということで、次回以降は自由にお互いのやり取りも含めて議論を進められればなと思うのですけれども、初回ですので、まずは会場参加の皆さんから、その後、オンラインで御参加いただいている皆さんから、それぞれ資料1でお示した名簿の順番で御発言をいただきたいと思います。3分から最大でも5分程度ということをお願いできればと思います。併せて、事務局からの御説明に質問等

があれば、そこをお願いいたします。5分を経過した段階で今日から早速ベルを鳴らしますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、始めていきたいと思います。朝比奈構成員からお願いできますでしょうか。
○朝比奈構成員 朝比奈です。千葉県市川市は人口約49万人の自治体で、生活困窮の事業、それから、昨年の7月から多機関協働、参加支援、アウトリーチの3つの事業の委託を受けて仕事をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

私どもの地域では社協さんが地域づくりでコミュニティーソーシャルワーカーを配置し、それ以外にもまちづくりの様々なアクターの方々と相互につながり合いながら事業に取り組んでおります。やりながら改めて重層事業というのはサブシステムだなどと思っております。各分野の仕組み・活動がより効果的に機能していくために何をすればよいのかということを考えながら、複眼的に見ていくという視点が非常に重要です。

私どもはがじゅまる+という名称で仕事をしておりますが、単独で相談ケースを担当することはなく、必ずどこか誰かを巻き込みながら1人の住民の方のニーズを中心とした相談支援のプロセスと、そこに関わる相談支援機関のプロセスに伴走することで、一緒に動いた専門職・相談支援機関が、相談者本人の力や活用できる社会資源の存在に気づいてエンパワーメントされていく、底上げされていく、そのことによる副次的な効果は非常に大きいと考えております。

私どもは、千葉県が先行して2004年から対象を限定しない中核地域生活支援センターという事業に取り組んでおまして、その実践に加えて困窮者支援の取組があったので、昨年度から開始された多機関協働等の事業でやっていることは、おおむねうまくできているかどうかはともかく、想定範囲かなと思っております。

対象者像としては、障害や病気、被虐待経験を背景とした生きづらさ、家族関係のストレス、それから、ひきこもりの方、親族を頼れない10代後半以降のこどもたち・若者たち、その辺りになってきています。重要なのは狭間を埋めていくための社会資源づくりで、一人一人のニーズの向こうに見出した地域の課題、私たちだけでやらない意味というのは、まさにその辺りにあるのですけれども、地域の社会資源を総動員していく、巻き込んでいく。何らかの活動の立ち上げに立ち会う場面も非常に多くあるのですが、そのときに小さなファンがあるよいなと思っていて、大分動き方が違ってくるということを常々感じております。もちろんそうしたファンも地域でつくり出していく必要があるのかもしれませんが。

一方で、前回の地域共生社会検討会の中で、問題解決型と伴走型の2つの軸が示されましたけれども、問題解決思考に偏りすぎることに疑問を感じることも多く、これはともすれば地域からの排除につながりかねないと思っております。

何をもちょう解決とするのかということをもう1回議論する必要があるあって、問題解決型と伴走型、言い換えれば医学モデルと生活モデルの2項軸と捉えられがちなのですが、

この問題解決というのを孤立の解消としたときに、もしかしたら2項軸ではない、もっと両者が連続性を持ったものになるのかもしれない。なので、孤立の解消ということをしつかりと共通のゴールに据えて、重層事業だけではなく権利擁護支援、それから、身寄りの問題も全てにわたって、その視点が必要ではないかと思っています。

また、法制度だけではない社会規範の問題も非常に大きく、かつて家族は社会保障の含み資産とされ、過度に期待されていたことが現状につながっていることも含めて、人々の意識にどう働きかけていくかといった大きな視点も重要かと思っています。

さらに、分野を超えて様々に取り組む中で、既存の枠組みに縛られた関係者・専門職の不自由さということを非常に感じております。1人の専門職としての思いがつぶされて力を奪われている。分野とか立場とか専門性を超える越境の場づくりというのが改めて問われているのではないかと思っています。専門職自らがもう一度自律性を獲得していくために、縦割りの制度とか、行政組織のあり様、自治体や現場への事務連絡、指示の出し方、研修の組み立て方等等、一つ一つを再点検していくことが必要だと思っています。

私からは以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

何をもって問題解決というかという非常に重要な提起も含まれておりました。

続きまして、特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝の尼野構成員からよろしく願いいたします。

○尼野構成員 よろしくお願ひします。大阪の箕面市から来ました尼野です。今日来てからずっと場違い感を覚えて、私たちの団体はすごく小さなコミュニティーで、住民同士の支え合いというのがベースにあってNPOができて、私は今、そこで隣保館の生活相談とか、自殺対策の事業の相談員をやっています。すごい小さな町の小さな取組なので、最初に説明していただいた資料でやばいとずっと思っていたのですけれども、宮本先生の話聞いて、ちょっと自分に引き寄せて考えられるかなと思いました。

私たちの地域はもともと被差別部落の地域で、それで、住民さんたちの支え合いがベースになっているのです。それは地域共生社会とかと後付けで言うと、そのように聞こえるのですけれども、そうしないと生きてこられなかった、そうやらないと生活できなかったということがあるので、宮本先生の話にもあったと思うのですけれども、上からこういうことが大事とかと言われても、はあみたいな感じで、正直、住民さんたちの顔を思い浮かべると、そんな別に社会的にどうかではなくて、自分たちの生活が豊かになるからやってただけなのだけれどもということが一番に思い浮かびます。

そういう意味で、社会的に必要なだからどうのこうのみたいな話よりも、実際に生活している人たち自身がどんな実感を持って、それを受け止めるのかということがないと、私も地域で仕事をしていて、これは大事とかいって、いろいろな人を巻き込んでやりたいと住民さんに声をかけても、何かあんまりぴんとこないみたいな反応が正直あったりするので、実際にいろいろな制度ができて地域に下りてくるときには、実際にやるときにはそういう

ことが大事になるかなと思いました。

あと、私たちの地域は本当に人数も少ない町なので、割と柔軟にいろいろなことを自分たちで考えてというか、制度がどうかということではなくやってきたのですけれども、いろいろな制度ができて、地域でこれをよろしくみたいな感じで言われてやろうとしたら、案外権限がなくてできないことが結構ある気がしていて、柔軟にこれは絶対住民さんたちと一緒にやれるから、こういう仕組みを考えようみたいな感じでやっても、いろいろ個人情報とか、これは法律に引っかかりますとか、もちろんそれは大事な話なのですけれども、なかなか思うようにできないことがあったりします。

その辺の地域に柔軟さを権限としてどのように与えるのかというのは、国から下りてきて自治体に下りてきて、そこからさらに地域にと考えると、自治体のところで結構詰まるというとよくないかもしれないのですけれども、混乱するというのは、実際にあるような気がします。

あと、地域ということで考えると、対象の層がいろいろ今日出されたと思うのですけれども、ふだん、私は結構若い世代の人と関わることが多くて、地域から若い人たちは見えない化されているというか、仕事は全然違う場所に行っていたりもするので、日常的に顔を合わせなかったり、地域の人たちからも存在が見えていないことがあるのです。

でも、実際に相談の現場で会うと、仕事とか学校の所属がなくなった途端に一気に孤立してしまいます。それが家庭の問題とかとセットになると、よりすごく難しくなって、本当に大変な状況になって初めて発見されるみたいなことがあるので、そういう今すぐ何か困っていることがあるとかではない人たちにどうつながるか、その課題ベースでという話ではない日常的なつながりがないと、単身の世帯が増えてとかという数字も出ていたのですけれども、そういう若い世代が今後そうなる可能性のある人たちがすごくいるなど思っていて、そういう人たちは本当は担い手として地域で活躍できる可能性もあると思うので、ポジティブにというか、楽しい参加とか、何か自分にとってプラスになる参加とか、そういうのがあればいいなと思いました。

つらつらと話しましたが以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

生活者の暮らしていきたいという実感こそが資源なのだというお話も含まれていたと思います。

続きまして、茅ヶ崎市子ども育成部子ども育成相談課子どもセンター課長補佐、伊藤構成員からよろしくお願ひいたします。

○伊藤構成員 茅ヶ崎市役所の伊藤です。よろしくお願ひします。私も場違い感ありますから、ジャケットを着てくるのが正解だったのかみたいな。

私は、ただの市の職員の事務職で、11年間、児童相談、児童虐待関係をして、その後、地域福祉の部署に6年間いて、ありがたいことに、そのときに総合相談の立ち上げがあって、重層の立ち上げがあって朝比奈先生にお世話になり、永田先生や原田先生にもお世話

になりました。そのときに自分がとても感じたのが、こどもの児童虐待をやっていたときには虐待をどうにかしなくてはのほうにすごくフォーカスが当たっていて、地域の人と一緒にやるとか、地域団体でやるというのは理想論みたいに思っていたところもありました。ところが、地域福祉のところに来て、特に高齢のほうの分野で見ると、確かに地域の人と普通にわいわいやっているし、一方で、すごく重たい事例の対応もして、ごちゃまぜでやっけてまぶしかったのですけれども、そこに重層の話が来たのでやっけて思っけて始めたのです。

茅ヶ崎市に関してはかなり柔軟にさせてもらうことを上にオーケーをもらったので、会議体とかをしっかりとしたものをつくらなくて随時やりましようという形で始めて、実際に分野を問わず、かつ地域の人も交えて相談対応を進める形にしたので、本当にごちゃまぜで、重たい事例も障害も精神疾患もこどもの問題も、あと、ひきこもりの方とか仕事探しとかも、本人の同意を得て地域の団体だったり、あと、企業の方だったり、あと、隣近所の人とかごちゃまぜで、実際にやっけてみたら確かにうまくいったのです。なので、とても楽しかったです。

あとは民主主義的な感じですか。困っている人を市でどうこうではなくて、地域の人と本当に一緒に考えてもらって、うまくいったから地域の人もこのように今度やろうかななど言っけてもらって、今年度だと夏休みのこどもの居場所づくりというのを去年度は2つの地区で始めていただいたのですけれども、それがうまくいったのでほかの地区に紹介したら、今年度は5地区で進めることになって、そこもまずい状況にある御家庭のお子さんも普通に来られるし、そうではない家庭のこどもも来られるし、おじいちゃん、おばあちゃんとか、高校生のボランティアとかも来て、ごちゃまぜ感がとても楽しくて、結果的に、例えば重たい児童虐待の事例への対応だったり、虐待が終わった後の周りの人たちの支援にもなっけていっけてもするので、これはいいではないかと思っけてのです。

ただ、自分がとても難しいなと思っけているのがこどもの相談という観点でいうと、自分が児童相談の関係の研修の講師をしていても、そういう感覚はなかなかなくて伝わりにくくて、どこか理想論とか、関係ない、自分らは虐待対応で大変だからとなっけてしまうところと、もう1個が、市町村の職員からすると、重層の事業は恐らく柔軟すぎて難しいのだろうと、自分の部下とかは面白いメンバーがそろっけてから、不確定な仕事を好き好んで、毎日地域に出っけていっけて、地域の会合でいろいろなお願いとか相談をして、行政の仕事をさせる気かと叱られて帰っけてきて、いや、言い方を考えようみたいな話をしながらわいわい進んでいっけてとか、本当に市の職員として楽しいという感じであっけてのです。

そういうものを楽しめるタイプはいいですけれども、ちゃんと仕事が決まっけていて、このとおりにやらなくてはいけなくて、会議で決めてという感覚でいこうとすると、一体何をすればいいのだろうとなっけて、先ほど宮本先生がおっけてったような会計年度さんにお任せとか、委託先、プロだから任せたいになっけてしまうのだろうなという問題が、どうしたものかなと思っけていたりして、そこら辺の点で、こどもと重層の現場にいましたと

いう2点で、ここで何かお話しできればなと思って伺いました。

以上になります。

○宮本座長 ありがとうございます。

ごちゃまぜのまぶしさという言い方がありましたけれども、非常に乱反射するのです。その独特のまぶしさがよく伝わってきて、しかも、こどもの吸引力というのが非常にごちゃまぜをつくる上で大事なのかなと、今、伊藤さんのお話を伺って思いました。

それでは、奥田さん、よろしく申し上げます。

○奥田構成員 こんにちは。奥田です。よろしく申し上げます。これからの議論、楽しくできればなと思っています。

私は困窮者の支援等々を長くやってまいりました。ずっと個別支援でやってきて、自立支援という世界観の中では社会復帰という言葉をよく使うのですがけれども、正直、私は三十数年やっていて、そもそも復帰したい社会かと、本当にこれは個人の問題なのかということが今、非常に根底にあります。まちづくりとか地域共生社会とか、その辺りの議論に非常に期待をしているところが、まず第1点です。

2点目としては、宮本先生が既におっしゃったような、私は裾野の広いハブになるような議論をぜひお願いしたい。106条をどうするかというだけの話ではなくて、例えば視点の2のところ、総務省というのでも出てきましたけれども、例えばビジネスの視点とか、そういうものは住まいの問題をやっていると、戦後の日本の社会の住宅というのは民間に相当大きく頼ってきた、個人の資産と住宅メーカーさんをはじめ、民間に頼ってきた。そうすると、その部分をそのまま行くというのも辛いと思うのです。民間サイドも自由競争でやってくださいと言ってももうもたない。

例えば空き家が800万とか900万とかいう中で、これをある意味でどうコモンス化していくかみたいな議論が大事で、ビジネスの視点とか、あるいは重層が各自治体に選択肢的に委ねられているという、まさに地方分権の最たるものの一つが重層です。その分、地域の個性を出せる。そうすると、例えば文化とか、そういう視点も必要なのではないかと思うのです。文科省というと、教育の話になりそうですけれども、文化とか芸術とか、そういうものも視点として入れなくてはならないのではないかと。これが2点目です。

3点目としては、先ほど朝比奈さんがおっしゃったとおりで、私も今回これが出たときに、伴走型の支援という言葉が入って、私は長いこと伴走型と言ってきて、今日は原田先生がおられますけれども、日本福祉大学の授業にもなっています。解決型がある意味で答えを非常に大事にする視点だとしたら、伴走型というのは問いを大事にする視点だと思うのです。問い続けることなのです。

それが先ほど朝比奈さんがおっしゃった支援とは何ぞや、解決とは何ぞやという話で、どうしても個別支援の分野ではアセスメントしてプランニングを立てて、例えば半年とか1年でどういう目標を達成するかというアウトプットの議論をずっとやるのですが、例えば長年ひきこもっていた人が就職できたとして、これは解決だといって喜ぶたいのですけ

れども、私から見ると新たな苦難の始まりの日でもあって、ずっと家にいた人が毎日出勤するというのは新たな苦難の始まりでもある。そのときにアウトプットだけではなくてアウトカムの視点も持たないと、一体この人の人生の喜びとか楽しみとか、そういうものは一体何なのだろうという話、これは答えでないと思うのです。そういうものをずっと考えていくという視点が共生社会というような世界観なのではないか。

宮本先生が書いておられた自分を取り戻す、当たり前前の気持ち、しかし、実は現場でいうと、その当たり前前が当たり前になっていないところがめちゃくちゃ大変で、これは当たり前前なのだということの気づきまで、例えば自分が自分でありたいと思えるにはどうしたらいいかみたいなのが、そういう思いがある人の思いを実現していくというのは、割とスタートがはっきりしているのですけれども、実はそのスタートがはっきりしていない。実はこれは生活困窮の議論の最初するときも私は言っていたのですけれども、結局生活困窮者自立支援制度は、その気になるかどうか全て勝負で、その気にさせるといって語弊がありますが、その人がその気になるかということが大事と思うのです。

4点目としては包括という言葉なのですが、私は包括というのが、先ほどごちゃまぜがまぶしいという話もあって、確かにそうだなと。包括という言葉もすごくいい感じ、共生というのもいい感じ、でも、私はホームレスの支援から始まったので、包括とか共生という言葉の背景には排除という現実があったのだということを、我々は忘れてはいけないと思います。

例えば全国に広がっている排除ベンチ、仕切りのあるベンチをみんな当たり前のように見ているけれども、ホームレス支援の視点からすると、あんなものが出てきたのはつい最近で、あれは排除ベンチなのです。あるいは家族というのも一つ日本の文化においては排除の構造を持っていたわけですから、排除なき家族みたいなもの、身寄りという言葉も、私は家族に引っ張られていて重いという気がするのです。家族に代わる何かみたいな感じがしてしまう。包括という言葉の背景に排除という現実があるということは、我々は心に留めて議論しなければならないと思います。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

朝比奈構成員に続いて伴走そのものが一つの成果なのだと、その成果が地域の持続可能性を高めているということはどうやって示すかということも、また皆さんからお知恵を拝借しなくてはならないということとっております。

上山構成員、よろしく願いいたします。

○上山構成員 新潟大学の上山です。よろしく願いいたします。私は民法を勉強していますので、成年後見の見直しに焦点を当てて発言したいと思います。

大前提とすべきは、民法改正と歩調を合わせて網羅的な権利擁護の仕組みを整備することです。キーワードは支援の穴を開けないですが、実は既に大きな穴があるかもしれないということから始めたいと思います。

例えば2040年の認知症患者が584万人と推計される中、現時点の成年後見の利用者は25万人にすぎず、日自も6万件に満たない状況です。さらに任意後見の利用が進むイギリスやドイツでは既に600万件を超える登録がありますが、我が国の任意後見契約の登記件数は恐らく20万件に満たないと推測されます。このように、実は現状で確固たる法律的な基盤のある権利擁護手段は全く足りていないようにも見えるわけです。そして、次の民法改正でこの穴がさらに広がる可能性があります。というのも、今回の議論は利用者が必要なときに必要な範囲でのみ法定後見を利用できる仕組みにする方向で進んでいるからです。

例えば必要なときというのは、裁判所が選んだ法定代理人でなければ対応できない重要な法律行為が問題となる場面が想定されます。不動産の処分や遺産分割協議が典型です。逆に言えば、日常的な金銭管理などは、地域での意思決定支援などによってカバーされていくということになります。

ただし、私法の感覚からすると、ここには消費者問題の側面が潜むように感じます。特に金銭管理や生活支援サービスの主体として民間事業者の参入を認める場合には、利用者の経済的搾取を防ぐために、各種の業法が留保している行政の監督権限などを組み込むことで悪質な事業者を排除できる体制を整えることが肝要となります。現在の社会福祉法の枠組みで対応困難な側面があることは承知していますが、しかし、高齢者等終身サポート事業を含めて単なるガイドライン規制にとどめず、より強力な規制行政の側面を充実させていく必要もあると考えます。

次に、改正後の法定後見の適正運用を担保する司法と行政の連携強化の観点から、中核機関の機能充実に向けた意見を申し上げます。必要なときに必要な範囲でのみ使うという観点に立って、裁判所が法定後見の開始や終了を適切に判断するためには、地域における後見以外の支援策の実情について、法定された機関から裁判所が情報を得ることができる体制を整備しておくことが必要です。このためには、中核機関を段階的に法制化していくことが一案かと思えます。

例えば今回の社会福祉法改正において、まずは中核機関の存在を明文によって位置づけた上で、近い将来、さらに中核機関の権限や義務を明確に定める単行法の制定へとつなげていくことなどが考えられると思えます。

また、従来の医学モデルに偏重した法定後見の要否の判断から脱却するために、ソーシャルレポートとしての性質を持つ現在の本人情報シートの公的資料としての位置づけを法制上も明確なものとするべきであると考えます。

例えば家事事件手続法の改正と平仄を合わせて社会福祉法を改正することで、本人情報シートの作成資格や関連する個人情報の取扱い、虚偽記載に対する罰則の整備などを実現することが望ましいと思えます。

リゾート地に遊びに来たような恰好ですが、話の内容はかなり硬くて恐縮です。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

菊池先生もそうですけれども、上山先生も福祉にも法律にもお詳しいという先生方を援軍として我々は頼むことができますので、大変ありがたいと思っております。

菊地先生は座長代理ということで最後をお願いすることになりますので、続きまして、生駒市特命監の田中構成員、お願いをいたします。

○田中構成員 生駒市の田中ですよろしく申し上げます。名簿の中ですごく短くて何だろうと思っておられる方もいらっしゃるかと思うのですが、私は長く地域包括ケアの深化・推進というところの取組を担当してしまっていて、今、高齢者を切り口とした全部局に横串を刺す特命事項を持って業務に携わっています。

今、生駒市内を見渡しても本当に人がいなくて、どこの事業所も人材の確保に大変で、どこの部局も人を取り合っているような状況で、そんなことをしていてどうするのというのが昨年4月、私が最初に感じたところでした。

この地域共生社会については、本当に重層が、今、うちの町は移行時期で来年本格的実施に入ります。包括ケア自体はすごく進めてきたつもりでもいたし、障害施策もそれなりに頑張ってもきましたので、ある程度重層しなくても大丈夫なのではないのかみたいな思いの中、私はいたのですけれども、行政としてはそこもきちんとやっっていこうという形で重層に踏み込むことになり、今、現場を見ていると、皆さん思いがあって理屈も分かっているし、これをちゃんとやっしていきたいと、それぞれ個々は思っているけれども、なぜかうまく機能しきれていないところがあります。

担当者はすごくいろいろな事例を勉強しているし、みんなを引っ張っっていこうとしているのですけれども、なぜか現場とうまく引き合わせができていない。先ほども先生がおっしゃっていたところを本当につくづく感じたのですけれども、もっともっと個々人の専門職たちがいろいろな思いを持って過ごしているところの寄り添い方というのが欠けているのだらうなということを再確認できたなというところと、ありがたいことに、私たちの町は今年度の地域共生社会の推進全国サミットの開催地でもありまして、今、その取組を進めながら地域共生の在り方、私たちの町での進め方、そして、重層の在り方ということをもう1回振り返る機会をいただいています。

暮らしに必要な人たちを全部実行委員さんになっていただいたので、企業も事業者も行政もいろいろな人が入って、42人の実行委員会が主体的にこの取組を進めていまして、役所の中の補佐級・係長級、一番これから生駒を支えてくれる人たちもプロジェクトチームに入りまして、題目が「誰もが居場所と出番があるまちにということで、お互い様からありがたいの連鎖へ」という、この言葉もうちの市の職員が、みんなで議論しながら決めてくれたものでして、今日オンライン上にいる勝部さんとか、あと、永田先生とかも近畿ということで分科会などにも御相談をいただく予定にしています。

その中で、先ほどウィン・ウィンの部局横断は大事だと先生がおっしゃっていて、まさにそれを感じていまして、私は行政職ですので、地域包括ケア推進会議という部課長級さんを集めた会議などもしていたのですけれども、全部局ではなかったのです。やはり地域

共生なので、市役所全体で議会事務局も含めて全体でやらないとということで、市長をトップとした部課長級会議を開催していきまして、これを絶対に形骸化させないということで、部課長級にグループワークをさせてしまうぐらいのことで、この共生を盛り上げていくとか、ちゃんと真摯に受け止めてやっていく体制を今一生懸命つくろうとしています。

現場は8050、ヤングケアラー、ひきこもり、離職の問題、セルフネグレクト、虐待、本当にたくさん抱えていて疲弊していますし、そこを何とか地域を巻き込みながら、ブラッシュアップしていけるまちづくりを、福祉だけではなくて、本当に企業も巻き込んでやっていくみたいなことをどのようにやっていったらいいかなということ。

あと、私はケアマネジメントの質の向上の有識者会議も出ささせていただいていきまして、ケアマネのシャドワークの部分もすごく課題だと思っています。今回、いろいろ法整備の話とか、権利擁護の話とか、身寄りのない高齢者の話とか、ここでしっかり議論していただけるということなのでとても期待をしていますし、うまく現場が回るような体制と、行政自体もこの辺りにすごく課題感を持って前に進んでいくという気持ちが一一致になるような、そんな検討会の中で議論することに参加できることを大変うれしく思っています。

ですので、ちょっと支離滅裂ですけども、本当に行政の方たちにも、この有識者会議をしっかり見ていただいて、地域課題をどうやって解決していくかということとしっかり伴走支援をやっていくということです。

最後にもう1個だけ発言したいのですが、その行政のサミットの運営の中で、先ほど朝比奈さんがおっしゃった専門職が専門職の縛りを外すというところで、今、模擬事例検討会をしていきまして、専門職である意見、専門職を外した地域で暮らす人の意見ということでディスカッションを住民といろいろな実行委員とやっているところ、すごく発想が豊かになって、こんなことができるのみたいなことになっている、これもサミットの当日にみんなで発表したいと思っていますので、ぜひ皆さんもお越しください。ありがとうございます。

○宮本座長 ありがとうございます。

重層事業なき重層支援というのもありだと思っておりますけれども、生駒は重層を選択されたという、その辺りをぜひまたお伺いできればと思います。

続きまして、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート常任理事でいらっしゃる中野構成員のほうからお願いいたします。

○中野構成員 成年後見センター・リーガルサポートの中野と申します。何も手元にないと緊張するかなと思って資料をつくってまいりましたけれども、やはり緊張しておりますが、よろしくお願いたします。

この表紙は、エールくん、ホットちゃんというリーガルサポートのマスコットキャラクターでございます。

2ページ、私の自己紹介なのですが、私は京都で成年後見人等の業務を中心に仕事をしている司法書士でございます。主な経歴はこちらに書いているところでございます。

次のページで私の所属しております成年後見センター・リーガルサポートの紹介をしたいと思います。リーガルサポートは1999年、平成11年、現在の成年後見関連法の改正に合わせて司法書士が設立した公益社団法人です。全国に50の支部があり、約8,700人の司法書士が所属しております。定款第3条にリーガルサポートの目的がございます。高齢者・障害者の支援に加えて、昨年8月に未成年後見の事業を行うことの認可を受け、現在、そのための準備を進めているところです。

次にリーガルサポートの活動についてです。リーガルサポートは質の高い後見人を養成するため、業務に必要な研修を実施しています。一定の研修を履修した会員は名簿に登載され、この名簿に基づき家庭裁判所などに会員を推薦しております。また、会員はリーガルサポートに業務を報告する義務があり、その報告等に基づき会員の指導監督や支援を行っております。また、セミナーや相談会など制度を多くの人に知っていただくための様々な活動を行っております。

次のページにはリーガルサポートが企画した書籍、また、その次のページはリーガルサポートが企画したシンポジウムなども、このようにございます。各支部でも様々な相談会やセミナーなどの事業を行っております。

8枚目、9枚目は、このように成年後見実務の経験に基づいて、我々は様々な意見・提言も発信しているところです。

次の10枚目からですが、私自身が後見人として日々活動する中で感じることを少し雑駁ではございますが発言したいと思います。

最初は様々な相談の場でよく聞く言葉です。「必要かもしれないけれども、今はまだ大丈夫です」ということです。このようなときには本人たちの気持ちを汲みつつ見守っていくということにはなるのですけれども、しかし、本当に大丈夫かなということを少し想像力を働かせて考えることも大切ですし、ではどうすればよいのだろうかということは非常に悩むところでございます。

また、最近では身寄りのない人から将来に向けておきたいという相談も少なくないのですが、不安を感じつつも逆に情報が多すぎて、さらに不安を感じて迷われてしまうということもあるのかなと思います。

今は必要がない、また、すぐに利用するつもりはないとしても、適切な情報が提供され、いざ必要性が高くなった場合には、その人に合った様々な支援があり、それにスムーズにつながるネットワークの構築が必要だと実感するところです。

次に、後見人として御本人などに接する中で感じるところです。法定後見人は判断能力の不十分な状態で家庭裁判所に選任されますので、本人から十分に話を伺うことが難しいことも少なくありません。地域社会や本人と関わりある人と連続してつながることの必要性を感じるということです。

また、本人の周りに支援を必要とする人がおられることもございます。例えば経済的な虐待をしている養護者自身が生活上の困難を抱えているということも多く、そのような人

が適切な支援につながる必要があるということも感じます。

また、最近では御本人だけではなく、親子、夫婦など、複合的な支援が必要なケースも増えていることも実感するところです。

このような成年後見人の立場と役割として、本人を支援する権利擁護支援チームは、本人の状況の変化に伴いメンバーを編成していくこととなります。こちらにあるように、障害をお持ちの方がお年を召されて高齢者としての支援が必要になってくるとか、在宅での生活が難しくなり施設に入られるということなのですけれども、後見人はその状況の変化の中でも伴走者として継続的に支援に関わることが少なくございません。それが一つの特徴だという感じるところです。

このような後見人は本人支援のための連携強化が必要とされる中で、一定の役割を果たすことができるのではないかなと感じているところです。

最後に、こちら皆様御存じのところなのですが、第二期成年後見制度基本計画を抜粋しています。第二期計画において、地域共生社会の実現に向けた取組において、権利擁護支援の重要な手段の一つであるとして成年後見制度の役割が明記されたことは、成年後見の実務に関わっている者として、大変重要なことであると実感するところです。地域共生社会の実現に向けた動きの中で、成年後見制度がどのような役割を担っていくことができるのか、ともに考えていくことができればよいなと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○宮本座長 ありがとうございます。

自己紹介と兼ねて成年後見制度のリアルみたいなことを非常にコンパクトにお話しただけで助かりいいました。

皆さんお疲れだと思いますけれども、あとお一方お話をいただいた上で、休憩を短い時間で取っていきたいと思います。前半最後になりますけれども、同志社大学の永田構成員のほうからお話をお願いします。

○永田構成員 私からは意見書に沿って、初回ですので堅く、検討課題について大きく2点、発言したいと思います。

第1に、本検討会議の3つのテーマについてです。それぞれが大変重要な課題ではありますが、その目指すべき方向性の全体像をしっかりと意識して、包括的な視点から議論することが重要であると考えています。これに関連して3点指摘したいと思います。

1つ目に、前回の改正からの間だけでも、こども家庭センターの設置、ヤングケアラーに対する市町村の支援体制の整備、孤独・孤立対策推進法における地域協議会の設置、生活困窮者自立支援制度の改正による住まいの支援の強化など、市町村が包括化しなければならない対象が拡大しています。これらの法律は所管する省庁も厚生労働行政を超えて多岐にわたっており、宮本先生の「エイリアン」の手足がどんどん増えていって、市町村が包括的な支援体制を構築していく困難性も高まっています。今回の身寄り問題や福祉と司法の連携も、こうした包括化の範囲の拡大であり、それに合わせた包括的な支援体制、重

雇事業の在り方や規定を見直していくことが必要だと考えています。

また、女性支援新法も施行されましたが、都道府県が所管する相談窓口と市町村との連携が十分であるとは言えません。加えて、市町村と都道府県の連携だけではなく、都道府県域における包括的な支援体制の整備など、後方支援だけではない都道府県の主体的な役割を明確にする必要があると思っています。

2番目に、成年後見制度についてですが、国連の障害者権利委員会の総括所見を踏まえて、制度の改革に向けて大きく前進しています。その方向性は上山先生がおっしゃったとおり、包括的な代理権を縮小し、意思決定支援の制度として、その守備範囲を縮小していくことです。そうであるなら、地域で判断能力が不十分な人を支える福祉側の支援の充実が当然問われてきます。こうした整備が進まないと、せっかく動き出した見直しが頓挫してしまうことになるのではないかと危惧しています。

第二期基本計画やモデル事業の成果を踏まえ、司法と福祉の連携による福祉側の司令塔の役割、すなわち中核機関の位置づけの検討、モデル事業の成果を踏まえた日常生活自立支援事業の拡充と、社会福祉法の規定の見直し、もしくは新たな総合的な権利擁護支援策の事業化を検討していくべきだと考えています。

第3に、身寄り問題については、終身サポート事業者に対するガイドラインが発出されましたが、本来こうした民間の事業は公的な施策の基盤が整備されることを前提に議論されるべきであると考えています。一方、家族なり保証人に求められる機能を1人や1つの機関で担うのではなく、求められる諸機能をつなぐ市町村の包括的な調整・相談機能、不足する機能をどのように埋めていくべきなのか検討する必要があると考えています。

今年度のモデル事業はその点を意識されていると推察しますが、前者の相談窓口の議論は包括的な支援体制における多機関協働や、司法と福祉の連携における中核機関の役割に、また、後者の支援パッケージの議論は、総合的な権利擁護支援策と大きくオーバーラップしています。一体的にこれを検討していく必要があると考えています。

以上のように、身寄り問題、司法と福祉の連携は包括的な支援体制の包括化の範囲の拡大であって、そのほかの関連事業・施策も視野に入れながら、一体的に議論していく必要があると考えています。

次に、大きく2つ目ですが、上記のような議論というのはあくまで課題解決に向けた相談や事業であり、それ自体大変重要なのですが、地域共生社会の在り方を検討する本検討会議では、さらに視野を広げて検討する必要があると考えています。入院や入所することというのは、必要ならできるのが当たり前であって、目指しているのはそんな小さな話ではないと思っています。身寄りがなくても、また、判断能力が不十分になってもないがしろにされることなく、自分らしく地域に参加し、活躍したり、居場所が確保できる。つまり課題解決を目的とした身寄り問題、権利擁護支援の側面だけではなくて、参加支援、地域づくりといった観点でこれらの問題を見ていくことが極めて重要だと思っています。

こうした考え方に基づいて社会福祉法における地域共生社会の位置づけ、4条の1項や、

支える側と支えられる側に明確に分かれてしまっている4条2項の規定であるとか、まちづくりや福祉以外の分野との協働の必要性、これらの推進に関する地域福祉計画の内容や社会福祉協議会の役割に関する規定、こういったことを見直しの射程として検討していくべきだと考えています。

今後、各論の議論に入っていくと思うのですが、常に大局的な観点を持ちながら皆さんと議論していきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○宮本座長 ありがとうございました。

大事な論点をたくさん出していただいているのですけれども、特に都道府県の役割です。これは見逃されがちなのだけれども、すごいリソースを持っていますので、何とか活用できればと思います。

それでは、休憩を取りたいと思います。50分には皆さん席にお戻りいただけるようにしていただければと思います。オンラインの方も50分にはカメラの前にお座りください。それでは、10分弱の休憩を取らせていただきます。

(休 憩)

○宮本座長 それでは、よろしければ議論を再開させていただきたいと思います。

続きまして、松田構成員のほうからお話をいただきたいと思います。

○松田構成員 子育てひろば全国連絡協議会という乳幼児の親子の居場所が全国に8,000か所今あるのですが、そのネットワークの理事と、自分自身の自治体、東京都世田谷区というところで活動している松田と申します。

世田谷は実は人口が90万人、幾つかの県より大きい町ということで、自分自身は最初の子育てが三重県の小さな漁港の裏に住んで、赤ちゃんを連れてベビーカーで街に出たら誰もいなくて、この町にこどもはいるのかなと思ったのですけれども、何てことはない車に乗せて出かけていたという、東京育ちなので分かっていなかったというところから結構苦労して子育てをしました。

自分自身はこどもがかわいいし大好きだし、すごくハッピー感の中にいるのに、この産後のしんどさとつながりのなさの孤立感は何なのだろうということで、ずっと産前産後にこだわって活動をしてきて、今でさえ社会福祉法に基づいた事業になっていますけれども、地域子育て支援拠点事業、いわゆる地域づくりのところに名前が乗っかっている地域子育て支援拠点事業、常設の場所が欲しくて、自分たちは自治会の集会所を借りながら、当事者で相互支援という形で始めたのがきっかけです。やっていることはずっと変わらないです。自分たちでできることがしたい、見える景色は自分たちでつくろうということでやってきました。

その中で、ひろばという言い方をしているのですけれども、みんなで集まって助け合っ

て、子育てを一緒にやっていく中で困り感がある。それはこどものことだけではなくて、生活のことであったり、家族のことであったり、もっと言えば自分の働き方とか、キャリアのこと、そういったところを一緒に考えたり支え合っていく中で、出会った親子の中では、ひろばの中では解決しづらいことがあるという実感があり、そこにコーディネーターしてくる人たちがいたらいいなということで、ずっと国に要望書などを出していたら利用者支援事業という事業ができました。それが今、こちらの重層の中では相談支援という枠組みの中に入れていただいています。

そういった印籠を手に入れて、私たちは本当に見えていない人はなかったことになりやすいということを実感していて、自分たちから見えていない人はどんな人たちなのか、その人たちはどうやって出会ったらいいのかというのを考え続けてきました。特に子育てのところにいると、育てられてきた人から育てる側に移っていくところなので、どう育てられたのかなとか、自分たちがどう育ちたいと思っていたのかなというところに、社会的にマルチリートメントされている。

こども自体がマルチリートメントされるとなると、どうしても親子分離みたいな話になってしまうのですけれども、社会全体がマルチリートメント社会ではないかということに至って、自分たちは地域をつくっていかなくてはいけない、何せ90万人のモデルのない自治体なので、自分たちで海図をつくって船を漕いで、船を漕ぐためにオールを作って、それから、オールを漕ぐ漕ぎ手を育てるといっておこがましいですが、漕ぎ手が育っていく地域とか、育っていく文化をつくらなくてはいけないというところに今はたどり着いて、一緒に見たい景色をつくろうみたいな活動をしています。

岩間先生がおっしゃっていた個と地域の一体的支援という図に出会って、私たちはこれを実直にやろうとやってきたのですけれども、コロナ禍をきっかけに、例えばこどもフードパントリーみたいなことを立ち上げてみたら、見えてなかった人たちに出会い始め、今、5年たって、200家庭400人、世田谷の中で本当に一部なのですけれども、そういった困窮家庭もほぼひとり親ですけれども、そういったところに出会って、一緒に生きていこうみたいなことをやっています。

今日、ジャケットの話が出ましたけれども、社会規範というか、どんなジャケットを着ていかなくてはいけないかということよりは、最初からライフジャケットがもらえている社会にしたいというのが一番で、名付けて福祉の枠に入れると、私たちから遠ざかっていくという実感がすごくあります。社会的養護の家庭もそうだし、フードパントリーを卒業していく若者のところを見ると、ここからどうやって生きていくのかなということについては、若者が一番社会的マルチリートメントの中でおぼれているのではないかと感じています。

具体的にどうしていくというのは、本当に自分たちでやるしかないと思っているので、自治体の格差、職員の人たちの自信回復というかエンパワーメントというか、サポートがすごく必要なのではないかと感じているところです。よろしくお願いします。

○宮本座長 ありがとうございます。

利用者支援事業で印籠をもらった思いがする、とてもいい言葉が聞けました。

会場参加の皆さんからの御発言はここまでということで、続きまして、オンラインでお願いをしたいのですが、高齢社会をよくする女性の会の副理事長でいらっしゃいます石田構成員、お願いできますでしょうか。

○石田構成員 よろしく願いいたします。高齢社会をよくする女性の会の石田です。

私どもの法人はその名のとおり、女性の会員が多くを占めています。男性会員も増えてはいるのですが、大多数は女性です。

今回、例えば、国連が毎年発表しているジェンダーギャップ指数ですが、2023年度は125位だったけれども、2024年度は118位に上がりましたというようなニュースを聞くたびに、冷やかな気持ちになっております。長年にわたって、我が国では、なかなか女性たちの地位向上が進んでいかないということを改めて認識している次第です。

今回の説明にもありましたように、例えば高齢、貧困、障害、それから、災害というような場面においても、女性としての視点だったり、考え方やあったり、その置かれている立場から、ジェンダーの視点というのは欠かすことができないものと考えております。地域共生社会を考えていくにあたって、この視点を持った上で取り組んでいきたいと考えております。

日本は高齢化や人口減少が進んでおり、地域社会をはじめ家庭、それから、職場や学校など、人々の生活領域全般にわたって非常に大きな変化が生じているわけです。例えば、スマートフォンの普及に伴い、SNSをはじめとして、人と人のコミュニケーションの在り方なども非常に変化し、多様化しています。一方で、日常的な暮らしでは、人と人との直接的なつながりが大変希薄になってきているということが危惧されてもおります。

先ほど事務局のほうからの説明にもありましたように、今、最も我が国で多いのが単身世帯です。この単身世帯というのは高齢世帯のみならず、全ての世代で増えていくことが予想されています。独り暮らしというのは、もはや一般的なものとなり、珍しいものではなくてきております。今回の説明の中でも、何度か「身寄りのない人」という言葉を聞きましたけれども、この「身寄りのない人」という文言の示す内容については、しっかり定義していく必要があると思います。

そして、もう一つ、こうした独り暮らしの方が多い、それが当たり前というような世の中になってきますと、従来家族というのがあって当たり前という、家族前提とした考え方というのは修正していく必要があるとも思っています。家族を否定しているわけではありませんけれども、現状の大きく変化している家族の在り方というのはしっかり見つめた上で、かつての家族観からは脱却していく必要があると思っております。つまり家族がいてもいなくても、まずは1人の個として誰もが自分が暮らす地域でしっかり役割を持っている、そして、一人一人がお互いに存在を認めて配慮し合える、ときに支え合う関係を築いていく、これが必要であると思います。

そういったところから、説明にあった包括的な支援体制とか重層的支援体制という名のもとに、様々なアプローチが出てきているとは思いますが。その中で、いわゆる現場としての地域づくりというのがよく強調されます。この地域というのは幅広い概念でもあり、一口に地域づくりといっても千差万別で一番難しいテーマだと思います。地域には様々なライフスタイルや価値観を持った人たちが混在しているわけですから、何か事を始める際にはお互いの意見の衝突やあつれきが必ず発生してしまうことが想定されます。こういった価値観とか考え方に起因する違いをどう捉えるかということです。ひとつには、こういった多様性というのを逆に強みと捉えてみる。つまり、逆転の発想で、いろいろな人たちから自由に意見を言ってもらい、その中から今できることは何かを見つけていく。そして、地域にそれを展開していくためには、何が、誰が、どこが必要なのかを探り、その方法を編み出していくことが非常に重要になってくると思っております。

世の中が多様化する中で、いろいろな意見や考え方があるのは当たり前のことなので、そこから話し合いながらお互いを理解して、どのような対策、あるいは解決策を講じていくかが重要です。その方法を編み出していく作業というのは大変ではありますが、もともとそのために人は勉強し、知識を蓄え、経験を積み重ねてきたのではないかと思っております。その現場は苦しかったり、思いのほか時間がかかるかもしれませんが、楽しみにも喜びにもつながっていくのではないかと感じております。

最後に、私は先ほど宮本先生が御説明された中で一番印象に残っているのがゆるキャラのエイリアンというのでしょうか。この名前はどんなものか、ミヤモンとかタロリンがいいのか分かりませんが、このエイリアンは、数えましたら、目が3つで、手足が6本なのです。これは勝手に私が解釈したのですが、第3の目、第3の手、第3の足というのがある。だから、第3の目を持って見つめて、第3の手でつかみ取り、第3の足で踏み込めという、そういったメッセージかなと捉えて説明を拝聴しておりました。これからもどうぞよろしく願いいたします。

○宮本座長 ありがとうございます。

ゆるキャラを深読みされてしまって困っていますけれども、家族やつながりの多様性、選択可能性を組み込む、おっしゃるとおりで大事にして期待したのだと思います。

続きまして、出欠表では加藤構成員が先になっているのですが、名簿では勝部構成員が先ということで、名簿順にさせていただき、豊中市社会福祉協議会の勝部構成員からお話をいただきたいと思っております。

○勝部構成員 豊中市の社会福祉協議会の勝部です。今日は現場に行けなくてとても残念な気持ちですが、しっかりお話をさせていただきたいと思っております。

私は大阪の豊中市で、社会福祉協議会で20年前から全国に先駆けて始まりましたコミュニティソーシャルワーカーという事業があって、制度の狭間というところに着目をして、これまで縦割りの制度で何とか支えるということを考えていたけれども、狭間の問題から社会を見たら、より困難な人だったりとか、声が上げられない人だったり、いろいろな課

題が見えてきて、そこから地域づくりをしていくと、いろいろなサポートの仕方が考えられるのではないかとか、地域づくりができるのではないかとということを実践してきました。今日の自立支援事業などにもいろいろとお話をさせてきていただいたこととなります。

最近では、学校と福祉の連携というのをコロナ禍で力を入れて広げております。教育委員会と福祉というのはなかなか連携できなかつたのですけれども、不登校の子がたくさん増えてきているとか、ヤングケアラーだったり、本当に家の中で生活が厳しい状況なのに、外からなかなか見えない、手出しができないという方々のところに、今、毎週火曜日に200世帯ぐらいにお弁当を順番に届けていまして、そこで考えると、900人ぐらい不登校がいるので、かなりの人たちのフォローができるようになってきています。

まさにアウトリーチ、そして、その子たちと出会って、いろいろなプログラムを考えてそこに参加支援をして、その地区でその子たちを支えられるようないろいろな居場所をつくったりということなので、断らない相談、参加支援、地域づくり、一体的に実施しています。しかし、今回の重層の事業が始まりますと、多機関協働だけとか、参加支援だけとか、地域づくりだけという、ここでまた縦割りが始まって、連携のないままにそれぞれがそれぞれの委託を受けるという状況が生まれているのも全国のいろいろな場面で聞くことがあります。

行政が主体的にということが強く言われる中で、行政指導なのか、行政任せなのか、あるいは住民主体なのか、住民任せなのか、社会福祉法人は単なる担い手としての扱いだけを受けるのかみたいところが、この検討会議の議論の中でしっかりとできればいいなと思っています。

2つ目ですが、地域共生社会のお話の中では担い手の問題、フィールドでいろいろなステークホルダーが必要だということで、いろいろな方々と協力してやっという話にはなるのですが、今、地域の人材というところでは民生委員さんであったり、保護司さんであったりということで、団塊の世代が75歳を迎えるという状況の中で、人材の問題というのはとても大きな課題で、その議論抜きにふわっとした地域共生社会という話になってくると、なかなかみんな受け入れがたいというところが現場ではあります。しがらみではなくて、つながりがどうやって生まれていくのか、そこを楽しく、いろいろな人たちが支援を受けるだけでなく、参加できるような場面としての地域づくりというところにもう一步進められるような議論が今回できればいいなと思っています。

それから、身寄り問題、先ほどからありますが、私たちのところも全国で最初にニュータウンができた町ですし、URの団地もたくさんあり、保証人がなくて入ってこられますというところで、いろいろな問題を抱えながらサポートしている現場であります。その中で、この問題というのはまったなしの課題ですので、今回この議論がこの検討会議でできることについては大変ありがたく思っています。来週、私たちの町でも関係者を集めて身寄り問題の情報交換会をやろうということで動き出しているところであります。

最後、成年後見の問題です。私は先週支援学校の保護者会の方々に呼ばれて、子供たち

の権利擁護とか、それから、生活費の問題とか、金銭管理であるとか、消費者問題とか、こういうのはどうしたらいいのかということでお話をしてくれということでお話をさせてもらいました。皆さんが一緒に、こどものために一生懸命貯金をしていても、そのお金が後見人の報酬になってしまうのが何となく憤りを感じるとか、その方と意思疎通がうまくできなかったとしても、1回決まると二度と変えられないのですよねみたいところが躊躇の要因であるとかということをお話しされていました。日常生活自立支援事業というのはすごくいいという話になるのですけれども、これも20年前にできたままで、改正であったり充実とか体制強化もないままにずっと放置されているということがあります。

先ほど永田先生もおっしゃいましたが、この辺りも一体的にしっかり議論をして、権利擁護のところはどうあるべきかということがしっかりお話しできればと思います。地域共生社会、口が悪い人は地域共生の共生は強制的の強制になっていないかみたいなことを言う人がいます。私たちは一人一人が主体的に、住民主体の人たちも行政主導で押さえつけられたりとか、担い手としての期待だけを受けるわけではなくて、みんながそれぞれの立場でしっかりと民主的にまちをつくっていくという、それぞれの役割を認め合って進めていけるようなことを今回の中でしっかり議論ができればと思います。よろしく願いいたします。

○宮本座長 ありがとうございます。

ここでもいろいろな論点を出していただいて、しがらみからつながりへというのも非常に印象に残るおっしゃり方だったと思います。

続きまして、半田市社会福祉協議会の加藤構成員、よろしくお願いします。

○加藤構成員 皆さん、こんにちは。半田市の社会福祉協議会にあります半田市の障害者相談支援センターでセンター長をしております加藤といいます。よろしくお願いします。今日はZoomでの参加になってしまって申し訳ありません。

所属の法人においては、重層や生活困窮等も市からの一部委託を受けているということや、法人後見や居住支援法人などの実施もしておりますので、今回の議論するテーマといったところは、とても身近に感じながら今日の説明もお伺いさせていただいております。

今回の検討会に参加させていただくに当たって、実際の現場で相談業務や地域づくりに参加している立場で、ここ数年取組の中で感じていること、それから、共生社会の実現に向けて大切にしたいと思ったところをお話しできればと思っています。

障害の分野で長く関わらせていただいているのですけれども、障害の分野においては、以前からインクルーシブだったり共生社会だったりを目指して活動しているところは変わりがありませんけれども、今のこの検討会も含めて、国全体で分野を超えて共生社会の実現に向けた取組が進んでいるという中で、障害という分野からだけではなくて、それから、支えられる人にとってといったところだけではなくて、もっと身近な、私にとって、あなたにとって関わる共生社会の実現という土台を目指しているということが、ここ数年の身近な地域づくりの実践の進めやすさにもつながっているような気がしますし、また、つ

ながっていくのではないかというところを期待しています。

また、我が町においては、重層といったところをきっかけにこども重層会議が始まりました。教育、保育、保健、子育て、困窮、ひきこもり、障害の分野の分野横断的な会議が立ち上がったことで、今、解決が難しい課題を抱えている方の現状と過去の支援にさかのぼって検討を数ケース積み重ねてくる中で、我が町で連携が不十分なところや気づきの視点が足りない部分、必要な居場所とか社会資源、それから、つながりについての検討が始まりまして、現状、足りない部分への協働した取組、分野を超えて保育と教育の間でつなぎの部分での協働した取組ですとか、教育と重層といったところで一緒に手がけていけるような取組といったところが新たに始まっています。

そういう意味では、共生社会への取組や重層的支援の取組が始まり、それぞれの市町村において分野横断的に考えるきっかけができたのではないかなと感じています。

一方で、他市町村の取組といったところも含めて、分野別の比較的モデルが示しやすい事業に比べて、重層的支援の取組は市町村による違いが既に大きく出ているような現状も目にしています。そういったところも課題なのかなといったところを感じています。

共生社会の実現に向けて今後大切にしていきたい視点です。障害分野において、今年度から意思決定支援や差別解消法における合理的配慮といった支援が報酬改定の中にも示されているところではあるのですがけれども、重層的な支援や共生社会の支援において、自ら相談にたどり着かない方の支援や多問題を抱えているようなケースが多く見られます。そういったケースこそ意思決定支援をして、伴走支援ともいえるかもしれないのですがけれども、その人に分かる情報提示や経験の保障から、その人の意思決定に寄り添ういわゆる伴走的な支援といったところを重要視すべきというところを考えています。

また、地域づくりにおいては合理的な配慮の視点、地域の生活や経済、観光といった分野においてこそ得意を生かしてできることがないか、様々な生活者の視点に立ってできる配慮や工夫はないかという視点を大切にしていけると、形だけでない共生社会の実現といったところが進むのではないかなということを考えています。

最後に、当たり前なのですが、共生社会の実現といったところは数年で実現するものではないと思うので、今日の活動が10年20年先に根っこが根づいた共生社会の実現につながっていくのだなと感じているものですから、そういう意味では、保育園や学校に通うこどもにそういった価値に触れてもらうことや、考える機会をつくることこそが大事な視点なのではないかなと考えています。今後も現場の視点で議論に参加していきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○宮本座長 ありがとうございます。

こども重層会議というのもとても興味深いです。また詳しく伺えればと思います。

続きまして、上智大学の鏑木構成員、よろしくお願ひいたします。

○鏑木構成員 ありがとうございます。本日はオンラインで失礼いたします。

今日、私からこれまでの共生社会に係る取組の成果に着目して、事務局資料の論点に挙

がっていた事項の中で2点意見を述べたいと思います。

一つが地域共生社会という言葉の概念についてです。地域共生という言葉は加藤構成員からもあったように、障害福祉の分野を中心として、支援とか実践の在り方とか理念として使われてきました。

2016年に日本一億総活躍プランで地域共生社会という言葉が使われて以降は、それらの使われ方に加えて、制度・政策的な意味や、伴走支援をはじめとする新しい支援のかたちとして支援論として使われることもあって、発信者によって意味する内容が異なっています。それは今日の議論を聞いていても感じるところです。

2016年以降の特徴として、福祉以外の方々にも広く使われるようになってきている点が挙げられます。その要因として、宮本座長が冒頭に3つの視点を挙げてくださった2つ目にあつたような、いわゆる他省庁とか他部局とか他分野にまたがる議論、あるいはそれを実際に体現しようとする各地の実践が一定程度影響して、多様な方々が意識的または無意識にこの言葉を用いるようになってきているなど感じています。このように言葉が広く浸透していくということは、地域共生社会の実現に向けた各種取組や施策の一つの成果であると考えます。

それに鑑みますと、地域共生社会の概念についてなのですが、今日の皆様の議論を聞いて全く心配なかったところではあるのですが、改めてという意味で申しますと、多様な人々が自分なりの解釈で用いている地域共生社会という言葉が今回の議論で限定・集約化させていくというよりは、むしろ解釈を許容する余白のある言葉として今までのように残してほしいと思っています。したがって、議論の方向性としては概念を集約化させていくというよりは、広げていくとか、より豊かにしていくという方向性で議論することができればなど願っています。

もちろん長期的に、将来的にこの検討会議を超えてということになりますが、多様な使われ方がされていくプロセスの中で、帰納法的に地域共生社会の概念が整理されて、集約されていくことはあり得るかもしれません。そのときにも、実際にこの言葉を用いている様々な生活者というか、そこで生きる人々を主人公において言葉を整理していく、そういったプロセスを経てほしいなど願っています。

2点目ですけれども、論点の中にも出ていた困窮と重層との関係性というところを踏まえて、重層事業のこの間の成果を述べたいと思います。

困窮制度の議論が始まった頃は、自治体の方とか首長さんの中には、「我が町にはひきこもりの人がいない」とか、「困窮者はいない」といった意見が聞かれることもありました。制度の理念として包括的に相談を受け止めることも位置づけていますが、それについても法案の検討段階では、基準とか対象者を絞らないのかといった意見があつたと認識しています。

反対に、重層事業の議論が始まった2018～2019年頃は、支援が届いていない人が確実にいるということや、断らずに包括的に受け止めて地域とともに歩むことが必要であるとい

うことの社会的な合意がある程度図られ、その必要性を踏まえた上での議論が進められたという点が、大きな違いであると認識しています。

したがって、次なるステージとして、より困窮制度、あるいは重層をつくるに当たっての大切な考え方を他の分野にいかを広げていくのかということや、伴走型の支援を地域全体に広げるといった新たな問題意識の中で、包括的な支援体制や重層事業の議論が進められたと考えます。

そのような意味で、両者が非常に近接し合い、理念とか考え方が共通していることはある意味で当然であり、ただ、ときには混乱を生じさせている要因の一つかなと考えます。

しかしながら、困窮制度と重層事業は、有する機能が違っていると考えます。重層事業は困窮制度を含めた各種制度の本来的な機能をより発揮しやすくしたり、包括的な支援体制を整備するための潤滑油としての機能を果たすものだと認識をしています。重層事業は、メインシステムを後ろで下支えする補完的な機能を果たすものということです。実際、この間の実践を拝見しますと、重層の機能を活用しながら、これまでやりたいけれどもできなかった取組を実現させている自治体が散見され、これも重層事業の成果として評価できると考えています。

最後に1点だけ、事務局の資料の論点1の中で、地域共生社会の実現に向けた取組の中に人材育成というものもぜひ論点の中に加えていただくことを御検討いただければと思います。このときは重層事業の従事者という狭い範囲の人材育成のみならず、加藤構成員もおっしゃっていたこどもを含めた地域住民とか、より多くの人たちの人材育成というところも視野に入れた議論ができればなと願うところです。

以上となります。

○宮本座長 ありがとうございます。

地域共生社会の概念、当面は余白のある広がりがある概念として使いつつ、これを戦略的に広げてから機能的に焦点を定めていくという、そんなステップを描いていただけて非常に興味深い御提言だと思います。

続きまして、福岡市社会福祉協議会の栗田構成員からよろしくお願いをいたします。

○栗田構成員 福岡市社会福祉協議会の栗田でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

最初に、本会の事業についての御紹介でございますが、この会議のテーマに関する事業としましては、平成23年に死後事務の委任事業を開始いたしました。その後、26年に住まいサポートふくおかという居住支援事業、その後、社会貢献型空き家バンク、また、現在は中核機関や重層を市から受託して実施しております。その中でも、身寄り問題について2点ほどお話させていただきたいと思っております。

平成23年に死後事務委任を始めた頃は、身寄り問題は制度の狭間の問題の中の一つだよねというぐらいの認識でした。ところが、先ほど事務局から御説明ありました表現の中に第2のスタンダードとありましたが、そのような一般的な課題になってきているという状

況があり、さらに今後拡大していくと考えられているわけです。

そこで、この事業をやっているながら感じるのですが、死後事務は非常に重要なテーマではあるのですが、亡くなった瞬間のみ発生する事務であるともいえます。それまでの契約してから5年10年を寄り添って生きていく、奥田さんの言葉をお借りすると伴走して生きていく、そこがこういった事業の肝ではないかなと感じております。といたしますのは、伴走していくと様々な課題を抱えていらっしゃるのを見てきます。例えば家族がいれば、親族がいればやってくれるようなごみ捨てとか電球交換といったちょっと生活支援も困るし、手続の支援、あるいは住まいの課題もそうです。

そして、私どもがなかなか解決しきれていない問題の一つが緊急連絡先の確保というものでして、この契約を交わせば大体受託する団体がその担い手になるのですが、恐らく今後拡大していくこの問題の当事者の方が、こういった契約を当たり前のように結ぶ社会というのは、もう少し時間がかかるのではなかろうかと思えます。

恐らく国のほうで認可の仕組みとか、質も量もサービスが増えていったとしても、こういった契約を交わすのは御本人さんにとってはかなり重大な決断・判断ですので、それまでに至らない方々が、実はそういう緊急連絡先がないことにより目の前の医療や福祉サービスの利用で困っている、住まいでも困っている、場合によっては民間サービスで旅行に行こうと思って、そのときの緊急連絡先にも困っているというような状況がございます。

そこを何とか社会化できないかと、昔でいう家族や親族が担ってきた機能の社会化ができないかと考えたときに、少し前から聞く表現ですが、福祉署のようなものできないかなと日頃から思います。警察署、消防署というような24時間対応できる福祉課題に解決できるような機能を社会に実装できないかなと思うことがございます。それができて初めてケアマネさんとか、MSWとかケースワーカー、場合によっては地域の民生委員さんなどが業務外で善意で対応されているシャドーワークも初めて減っていくのではないかなと思うところ です。

2点目が、そのような具体的な緊急連絡先といったテーマ、テクニカルな問題に対して少し抽象的な課題として孤独・孤立、社会的孤立があらうかと思えます。ここについては単一の何かサービスをつくるというようなことではなく、宮本先生のお言葉の中にありました横断的多機関協働で、かつ官民連携で幅広いアプローチを様々な多様につくっていく必要があるのではないかと考えております。

例えば地域活動に参加する担い手になるとか、あるいは地域の中の買い物とか、カフェとか、場合によっては居酒屋とか、農園とか、様々な社会資源が考えられる。その辺りは福祉とまちづくりが確かに溶け合ってくる領域なのだろうなとも思います。さらにたまたま近くに住んでいたからつながるというわけではなく、私は福岡から参加しておりますので、このようなオンライン、技術、テクノロジーを使って、趣味や文化、関心が高いテーマでつながり合うようなコミュニティーも構想し、それにつないでいくようなことも今後求められるのではないかと 思います。

そのようにつながり合った最終目標としましては、送り合うような関係にまで消化できないかなとも思います。そういうコミュニティの中で、家族・親族ではない者が最後を送り合う。全国の先進事例の中では幾つかございますが、そのような関係性まで上げていくための恐らくシナリオはたくさんあると思いますので、その多様なシナリオを検討する方向性が求められるのではないかと思うところもございます。

私からは以上でございます。

○宮本座長 ありがとうございます。

早くから支えることで、その人らしさというのをきちんと地域で共有していくというお話がございました。先ほど上山構成員からは日自がまだ5万件にとどまっているというところがありましたけれども、そのためにはあまりにも狭い基盤であると言わざるを得ないわけでありまして、ぜひその辺りも議論していければなと思っております。

オンラインで最後になりますけれども、日本福祉大学の原田構成員、お願いします。

○原田構成員 日本福祉大学の原田です。よろしくお願いします。

お手元に意見書のほうを提出させていただきました。事務局から冒頭にお示しいただきました今回の議論の視点という案をいただいていますけれども、それについての大きく3つの意見を述べさせていただきます。

一つは、先ほど来、ほかの構成員の先生方からもお話がありましたけれども、地域共生社会という部分の再吟味が必要ではないか。鏑木構成員が言ったように、これを集約して精緻にするというよりも、余白というのはとても大事なことだと思います。ただ、地域共生社会というのが厚労省から示している概念を所与のものとして、それはどういうものかというのを一度しっかりと吟味しておく必要があるだろうと思っております。

とりわけ地域共生社会の状態像の説明、こういうものが地域共生社会ですという説明だけではなくて、そこに権利性の視点からの意義を付け加えないと、この後議論していく成年後見制度などとの整合性を図る上で、地域共生社会と成年後見がどういうつながりがあるのかがなかなか説明しにくいという危惧もしているところです。そういう意味では、改めてこの地域共生社会というものを一度我々の中で吟味しておくことが一つ必要になるというのが①です。

その上で、②のところ、これもほかの構成員の皆さんのおっしゃっていただいたとおりなのですが、これから我々が議論していくときに、必ずしも社会福祉法の4条、106条だけの議論にしないという、むしろ地域共生社会の実現に向けた基盤となる法律が、この社会福祉法ということに位置づけるのであれば、社会福祉法の第1章、第1条そのもの見直しも必要になるでしょうし、3条、5条、6条といった、この1章全体の体系化ということをしておかないといけないだろう。

そのときの一つの論点は、これも先ほどほかの構成員におっしゃっていただいたように、地域間格差というのが非常に大きくなっていく中で、任意事業そのものの限界ということも一度は議論しておかないといけないのではないかと思っております。さらに社会福祉法全

体ということになると、④のその他の論点というところになりますけれども、担い手としての社会福祉法人、先ほど御説明のあった社会福祉法人の連携推進法人等となっていますけれども、一度は社会福祉法全体を鳥瞰して課題整理をしておくことが必要ではないかと思っています。

例えば第7条の地方社会福祉審議会、自治体ではいろいろな協議会がバブルになっているわけですが、このところの整理であるとか、縦割りをなくしていくということになれば、福祉事務所そのものの役割や機能の見直し、担い手というところで行くと、社会福祉主事、これは社会福祉士との関連をどうするのか。担い手確保というところで行くと、福祉人材センターであるとか、先ほど永田先生からもありました地域福祉計画や社会福祉協議会の地域共生社会実現に向けた役割や機能、それから、民間の財源確保という意味では共同募金の在り方というのも非常に大きなポイントになってきようかと思えます。こういうようなところを地域共生社会の実現ということで、一度は課題整理をしておく必要があるのではないかと思っています。

とりわけ89条の中で基本指針を示せることになっていまして、2つの基本指針・参加指針が既に厚生労働大臣から示されているのですけれども、例えば基本指針は30年前のままなのです。地域共生社会を推進していく上で、どういう社会参加が必要かみたいな指針の中身というのは、今日的な地域共生社会の実現に向けたものを再度出していく必要があるのではないかと思っています。

3番目は、それを含めて、これも先ほどからありましたように、福祉の分野だけではなく、もっと広くこのことを捉えていかなければいけないというところと重なるところです。先ほど社会福祉主事の話をしましたけれども、この議論をしていくときに、ソーシャルワーカー、あるいはソーシャルワークの役割というのは非常に重要だというのはいつも出てくるのですけれども、社会福祉士及び介護福祉士法や精神保健福祉士法の中に、この規定のなかでソーシャルワークが明確に位置づけできていないのです。

あるいは介護保険でいう生活支援体制整備事業と重層との整合性の問題であるとか、冒頭、奥田さんにおっしゃっていただいた差別とか偏見、とりわけ障害者差別解消法と、この地域共生社会などをどう見ていくのかとか、司法というところで行くと、成年後見のみならず、更生保護、再犯防止の問題と地域共生社会、あるいは社会教育、住民の意識を変えていく、我々が共生社会に向けたインフォーマルなものをより豊かにしていくという意味では社会教育との関係等々、こういうようなことも含めて一度広く議論をした上で、地域共生社会の実現に向けた全体像を示していくことが必要ではないかなと思っています。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

地域共生社会における権利性の問題ですね。社会福祉法6条辺りは国・自治体の役割・責務がかなり具体的に書かれているわけですが、これとの関連で権利性をどのよう

に位置づけていくかというのは、受け止めなければいけない問題提起ではないかと思えます。

それでは、最後になりますけれども、私たちは大変ありがたいことに、ほかならぬ菊池先生がこの検討会の座長代理をお務めいただくということで、菊池座長代理から締めのお言葉、まずは御自由に御発言いただければと思います。よろしくお願いします。
○菊池座長代理 菊池でございます。よろしくお願いします。

こうして宮本先生から締めの言葉を言うようにという、プレッシャーがかかる言葉をいただくのは、何か自虐的ですが心地よいひとときかなと思ったりもしておりますので、私の居場所かなと思ったりしています。

欲張って6点あるのですが、今の原田先生の御発言は非常に共感するところが大きかったです。開催要綱にありますように、地域共生社会の概念の再確認が議論の出発点として重要ですが、この点は議論の視点には見えません。社会福祉法4条1項、106条の3も明確に地域共生社会を定義づけているわけではありません。

全世代型社会保障構築会議報告書では、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度分野の枠や、支える側、支えられる側という従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会という一節があり、これがその概念に相当するのでしょうか。本日の資料3の3ページ、これは政府説明だというお話でしたが同じもののでしょうか。そうだとすれば、私はそういったものを法令で明記しておくことが理想的であると思っています。

そういったことと関連して、先ほど原田先生からお話があったのですが、個別に社会福祉法なりに、帰納的にそれを法律に落とし込むということも同時にやっていく必要があるのかなと思います。

関連して、障害分野における共生社会との違い、この共生社会はノーマライゼーションの理念を背景としたもので比較的明確な概念だと思います。それから、令和5年、認知症基本法による共生社会との違い、これは同法1条に定義が書かれています。これらとの異同についても改めて整理が必要だと思います。

なぜこのように申し上げるかというと、今の全社会議が一つの政策推進の軸として挙げていますが、これがもしなくなると、5年後には地域共生社会が社会福祉法の領域の中での議論に矮小化されてしまうのではないかという、つまり立ち位置というか、よって立つ基盤が強くないのではないかという問題意識があります。

さらに今日の宮本先生のお話の⑤のスライドで、視点2の他省庁との諸施策との連携をつくる上でも、しっかりした法令上の立ち位置が必要だと思います。それは決して概念の集約化を図るということではなく、整理し、分析し、そして、概念化していくという、その作業は不可欠だろうと思っています。

2つ目に、重層事業や包括的な支援体制整備を考えるに当たって、介護、障害、こども、困窮の各分野の縦割りをなくすことが目指されていますが、その前提として、各分野内で

の縦割りがなく、もう一度精査していく必要があると思います。

特に難しいのはこどもです。介護、障害、困窮が特定の条件に陥っている人を対象とするのに対し、こどもは一定年齢以下の全ての人を対象とします。こども自体が成長過程にあり、可塑性があることに加えて、要保護児童、障害児といった分野の施策も独自に発展しています。その点、この春から設置が始まっているこども家庭センターがどのように機能するかに期待されますが、その状況を見据えながら、分野内連携と分野間連携という複合的な視点を持った支援体制整備を考えていくことも必要かと思えます。

また、本日も老健局、障害保健福祉部、こども家庭庁関係者の皆様に御出席いただいておりますが、今後もぜひ御参加いただくことをお願いしたいと思います。同時に、障害者部会、介護保険部会では、本会議について随時御紹介いただくよう、事務局に御依頼申し上げ、前向きに御検討いただいております。ぜひこども家庭庁におかれましても、関連審議会等での御報告等をお願いしたいです。

3つ目に、困窮、住まい、身寄り問題など、社会保障・福祉制度がこれまで整備されてこなかった分野での政策対応が進みつつある中で、若者支援が残された課題と考えています。こどもから若者への移行に係る課題は、往々にしてこども期からの困難を抱える若者への支援策がまだ取組として不十分だと思います。この点は松田構成員に共感しますし、あるいは困難を抱えていなくても、尼野構成員がおっしゃるように若者支援策が課題なのだと思えます。

4つ目に、今回、被災者支援を地域共生社会の枠組みで捉えていただいたことに感謝しています。災害時の被災者支援と平時の福祉的支援とが有機的に関連することが、近時の自然災害に際しての支援活動を通じて痛切に感じられます。被災者支援の要素を取り込むことで、地域づくりまで見据えた地域共生社会の実現の必要性をより説得力をもって国民に示すことにつながると思います。その延長線上には災害救助法制と福祉法制の役割分担の再検討も視野に入ってきます。

あと2つです。認知症対策、権利擁護支援策といった政策上の取組は、いわゆる身寄り問題への対応とも関連を持ちます。これらは国民の中で特定の状況にある方への対応策であり、広範な国民階層を対象とする一般福祉法制の在り方についての総論的な検討がなされてこそ、各個別政策との有機的な関連づけを含む全体的な議論が可能となるという側面があります。この点、民法改正を見据えた権利擁護支援策の議論が一步先行しているように見えますが、権利擁護支援策の在り方の議論から一般福祉施策の在り方が一方的に規定されるわけではないという点は留意したいと思います。

成年後見制度の大幅な見直しが現時点で見込まれる中、福祉制度でどのようにカバーしていくのかは重要な課題であり、しっかり議論していくべきですが、これまで法整備が十分なされてこなかった分野ということもあり、重層事業や包括的な支援体制の整備も含め、今回はその端緒としての制度づくりを行う。そのヒントとして上山先生から先ほど中核機関の法定化というお話がございました。それも一つだと思いますが、段階的に法整備を進

めていくという方向性を視野に入れてもよいのではないかと考えます。

最後、身寄り問題や権利擁護支援を考えるに当たって、社会福祉法の性格に由来する限界があると思います。社会福祉法はもともと社会福祉事業法としてスタートしており、基本的には現在でも特定の福祉事業を行うものに対する事業法の立てつけとなっており、一定の活動を行う広く民間全体を含めた事業者に対する規制法の立てつけとはなっていません。このため、例えば悪質な民間業者に対する規制など、社会福祉法の中だけで行うのは困難を伴う面があります。日常的な金銭管理や本人の意思決定支援をどのように福祉の分野でサポートしていくか検討していくことになります。

先日、事業者ガイドラインが政府の取組として発出され、これだけは十分ではありませんが、これも先ほど上山先生から御指摘がいろいろございました。これは重く受け止めつつも、事業者規制等は福祉の枠組みだけでなく、消費者庁、金融庁なども関わる中で法整備が図られるべきものかと思っております。何でも社会福祉法でやれというわけにはいかないということは御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

いかがでしたでしょうか。今の菊池先生の御提言ですけれども、地域共生社会という概念、障害分野での共生社会、ノーマライゼーションの理念に裏付けられたそうした考え方に比べても、実は基盤は脆弱であるということです。まさにたくさんの審議会を横断的に取りまとめておられる菊池先生からの御発言ですから、なおのこと重い御指摘かなと思っております。

ただ、菊池先生からしてもこの地域共生概念をハブにしてはかなくてはいけないのだと、つなぎ目にしてはかなくてはいけないのだという御議論だったと私は受け止めました。そのためには、法に根拠を定めていくと同時に、もはや社会福祉法の枠をも越えていくという発想、あるいは取組でなければいけないということで、最後の最後、大変重要な御指摘をいただいたと思っております。

これで一通り皆様から御意見を賜ったわけですけれども、いかがでしょうか。もう時間も大分たっておりますけれども、どうしてもこれを付け加えておきたいとか、事務局に対して、あるいはほかの構成員の方に確認をしておきたいという点がございましたら、遠慮されずに出していただいたらいいのかなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、皆様の御理解をいただいて、今日はここでひとまず議論を止めさせていただきますと思っております。

最後に、次回以降の開催予定について、事務局から連絡をお願いいたします。

○石原課長補佐 次回につきましては7月下旬に開催を予定しております。正式な開催通知につきましては、別途御案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

○宮本座長 ということで、今日はおかげさまで大変よい議論ができたのではないかなと思っております。

次回7月には懇親の場も設けることができると考えております。どんどん日々暑くなると思いますが、どうか皆さん健康に御留意されて、道端で倒れないようにしていただければと思います。

これにて第1回の検討会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。